



第245号



- 新年のご挨拶 (社)東京産業廃棄物協会 会長 高橋 俊美
- 新年のご挨拶 東京都環境局長 大野 輝之
- 委員長・部長の新年ご挨拶
- 回顧と展望 (社)東京産業廃棄物協会 専務理事 古川 芳久
- 法制度改正の概要



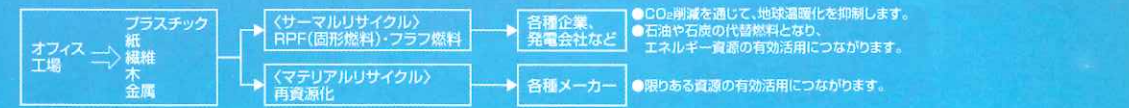
社団法人 **東京産業廃棄物協会**

有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。



リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。
東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2009～11年度 収集運搬業 (積替・保管を含む) 産廃エキスパート 認定番号1-09-A0012
2009～11年度 中間処理業 産廃エキスパート 認定番号1-09-C0012
ありあけこうぎょう 検索 <http://www.aknet.co.jp/>
有明興業株式会社 ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
〒136-0083 東京都江東区若洲2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919

リサイクルポート

東京港における民間施設バース

循環資源の陸送・保管・海上の一貫輸送システムを構築
モーダルシフトでCO₂削減



▲重量トン数1,500トンクラスの船舶が接岸可能な当社機橋



▲接岸中の総トン数4997トスの船舶



▲当社機橋より汚染土壌を船積作業中の船舶

- 営業品目
- 産業廃棄物処分業(コンクリート塊の破碎2,040トン/日)再生砕石、再生砂の販売
 - 産業廃棄物収集運搬業(保管積替を含む)陸上・海上輸送共可能
保管積替(汚泥、燃え殻、鉱さい)
積替え(上記種類の他に廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラス、コンクリート・陶磁器くず、ばいじん、がれき類)
 - 汚染土壌の陸上海上輸送

日栄産業株式会社 TEL. 03-3790-7400
〒143-0003 東京都大田区京浜島3-5-2 FAX. 03-3790-7401
<http://nichiei-sangyo.jp>

中間処理業 MS JAB CW015
収集運搬業
2009～11年度 中間処理業 認定番号1-09-C0027
2009～11年度 収集運搬業 認定番号1-09-R0022
ISO14001 2004取得

【新年のご挨拶】 年頭にあたって (社)東京産業廃棄物協会 会長 高橋 俊美	2
【新年のご挨拶】 世界で最も環境負荷の少ない都市の実現を目指して 東京都環境局長 大野 輝之	4
【委員長・部長の新年のご挨拶】 広報委員会 安全衛生推進委員会 医療廃棄物委員会 収集運搬委員会 建設廃棄物委員会 多摩支部 青年部 女性部	6
【回顧と展望】 (社)東京産業廃棄物協会 専務理事 古川 芳久	10
法制度改正の概要 (社)東京産業廃棄物協会 専務理事 古川 芳久	12
【研修会】 映画BASURAの上映と四ノ宮監督の講演	18
22年度「建設廃棄物適正処理講習会」に約280名集まる 廃棄物処理法改正や再生砕石の利用、アスベスト検出方法等に関心	20
【行政だより】 「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」の 2回目の認定業者が決定しました	23
【投稿】 城南島エコプラントの「都の処分場廃プラ埋立ゼロ」に伴う対応について	26
地球温暖化対策 生物多様性と経済 (3)～認証制度	19
委員会報告 (青年部)	27
産廃相談 ア・ラ・カルト®	28
つぶやき 行政処分を受けた業者の対応―「業許可の取消」の場合	30
新TSK会だより <11月> 第25回新TSK会ゴルフコンペ	31
会員情報 (代表者・名称・住所等の変更)	32
協会の主な今後の日程	33
よろず相談 (法律・改正で廃棄物処理法はどう変わったか①)	34
お江戸ぶらぶら歩る記 (池上七福神めぐり)	40
事務局だより・編集後記	43
謹賀新年・各社名刺広告	44

新年のご挨拶

年頭にあたって

(社)東京産業廃棄物協会

会長 高橋俊美



新年明けましておめでとうございます。年頭にあたり一言ご挨拶申し上げます。

昨年は、一昨年来の景気低迷を引き続いてスタートしたところですが、一部大手企業には明るい兆しも見えたとはいえ、中小企業にとりましては、なかなかトンネルを脱しきれない状態が続いております。株安、円高で、製造メーカー大手がこぞって国外に工場建設投資を行い、国内の雇用の不安定は今なお続き、とりわけ新卒者は「超氷河期」といわれる状況であります。また、夏は酷暑が長く、秋が短い年であったことも特徴の一つではないかと思えます。

海外では、チリ鉱山の落盤事故

で地下700mに33名の労働者が69日間も閉じこめられ、その救出の様を世界中が固唾を飲んで見守っていました。リーダーの強力な統率力の下、みんなで共存を図り、チームワークを発揮して暴走を許さなかったことが、全員無事に地上に出てこられた一因であるとも思います。私も大変感銘を受けたところでもあります。

私ども業界に目を転じますと、昨年は廃棄物処理法が改正され、今年4月1日に施行される予定であります。内容については会員の皆様には十分ご承知のこととは思いますが、建設廃棄物の元請責任の一元化、廃棄物処理施設の定期検査の義務付け、特例優良許可制度の創設、欠格条項の見直し、

産業廃棄物管理票制度の強化、収集運搬業許可の合理化、罰則の強化など、産業廃棄物処理業に係る多岐にわたる改正が行われております。今年はその説明会が数度にわたり行われますので、しっかり勉強してまいりたいと思います。

協会といたしましては、昨年は地球温暖化対策・CO₂削減、東京都廃棄物審議会による「東京都廃棄物処理計画」改定への対応を図るとともに、第三者評価制度の改善・検討への参画、再生砕石の石綿含有廃棄物混入問題に対する取り組みなど、一定の成果をあげてまいりました。今年4月1日から東京都の中防処分場への廃プラ埋立ゼロ化については機関誌等で周知徹底を図ったところであります。

また、石綿含有廃棄物問題では、がれき類の破碎施設を有している方々には、会員・非会員の別なく環境測定をお願いし、その費用の一部を協会で助成することといたしました。

今、再生砕石のリサイクルが滞っている状態にありますので、協会としても東京都の指導を仰ぎながら、安全宣言をしていきたいと思っております。

本年におきましても、昨年の活動を継続・発展させ、更には随時発生する諸問題に臨機応変に対応する一方、賛助会員に対する対応の改善など、会員の増強に務めてまいります。

今年の干支は「辛・卯（かのと・う）」です。十干（じっかん）の「辛」は「改める」の意があるようで、「今まで伏在していたエネルギーが、様々な矛盾や抑圧を排除して発現する状態」、「草木が枯れて新たな世代が生まれようとする状態」を表わすといわれます。一方、十二支の「卯」は「いばら・かや」の意を表す文字で「芽や葉が茂る」こと、すなわち陽気の衝動、豊かさや繁栄を意味するそうです。

したがって、「辛卯」の意味合いから今年は「新陳代謝を進め、これまで蓄積してきたエネルギーにより新たな発展へ向かう年」と言えるようです。このことから、会員同士のチームワークを大切に、協会発展のため事業執行に誠心誠意努力してまいり所存であります。

旧に倍する会員各位のご支援をお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。

新年のご挨拶

世界で最も環境負荷の少ない 都市の実現を目指して

東京都環境局長

大野輝之



新年明けましておめでとうございます。平成23年の年頭にあたり一言ご挨拶申し上げます。

日頃、貴協会並びに会員の皆様には、都の廃棄物行政に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、産業廃棄物の適正処理や資源化に対する並々ならぬご尽力に対し、心から敬意を表します。

年初でございますので、最近の東京の環境行政や廃棄物行政をめぐる状況をお話するとともに、新たな都の取組について皆様のご協力をお願いいたします。

東京都では、世界で最も環境負荷の少ない都市の実現をめざし、地球温暖化、大気や土壌などの環境汚染、循環型社会の形成、緑化といった幅広い課題の解決に積極

的に取り組んでおります。

なかでも、地球温暖化対策については、4年前に「東京の温室効果ガス排出量を2020年までに2000年比で25%削減する」という目標を掲げ、全庁を挙げて「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」を展開しているところです。昨年4月にはCO₂などの温室効果ガスを大量に排出している事業者に対して、日本で初めてとなる温室効果ガス排出の総量削減義務と排出量取引制度を導入いたしました。

また、昨年10月からは、東京都建築物環境計画書制度を拡大し、延床面積が5000㎡を超える新築建築物など建築主の方には環境計画書の提出を義務付けています。

新たな規制は、皆様方に大きく協力をいただく必要がありますが、

一方で極めて優れた省エネ性能を有するビルが登場し、高効率な省エネ設備への更新も活発化してきています。こうした先進の技術は、今後、地球温暖化対策を本格化させる世界各国から求められるため、大きなビジネスチャンスと考えています。都としても、この流れを加速していきたいと考えておりますので、貴協会並びに関係事業者の皆様にも引き続きご協力をいただければと思います。

環境負荷の少ない都市づくりには、循環型社会の形成が大変重要になります。

すでに昨年2月から、東京都廃棄物審議会において、「東京都廃棄物処理計画の改定」に向けご審議をいただき、さる1月11日には答申が行われたところでございます。

都は、これまで「循環型社会への変革」の実現に向け、3Rの推進、適正処理、静脈ビジネスの発展を目指し、廃プラスチック類のリサイクル推進や有害廃棄物の都内処理の推進、スーパーエコタウン事業、産業廃棄物処理業者の第三者評価制度の構築、不法投棄撲滅に向けた広域的取組など、国内の廃棄物施策をリードする施策を推進してまいりました。これらの施策

を積極的に図れたことも、ひとえに貴協会並びに会員の皆様における、都の廃棄物行政に対する特段のご理解とご協力の賜物であり、改めて感謝を申し上げます。次第です。

しかし、気候変動危機やレアメタルに代表される世界的な資源制約など、環境面での新たな要因や課題が顕在化してきており、これらと関連したリサイクルや廃棄物処理を推進していくことが必要になってきています。また不法投棄は年々減少しておりますが、根絶には至っておりません。廃棄物の適正処理の一層の徹底に向けた取組につきましても、さらに強化していく必要がございます。

今年は、今後5年間の廃棄物処理計画がスタートする年でございます。東京からさらなる先導的な廃棄物対策を発信していくために貴協会並びに会員各位のご理解とご協力が欠かせません。今後とも十分な連携のもと、的確な施策を実施してまいりたいと考えておりますので、更なるお力添えをお願いいたします。

最後になりますが、新しい年が皆様にとって健やかで希望に満ちた一年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

委員長・部長の新年ご挨拶

広報委員会 委員長 乙顔 均

皆様には良き年をお迎えになられたこととお喜び申し上げます。広報委員会も既に本年最初の広報委員会を開催し、始動したところです。広報委員一同、気持ちも新たに本年の活動をより良きものにして行こうとしております。皆様にも新しい年を新しい試みで事業が一層発展されることを念願しております。

本年は昨年改正された処理法の本部分が4月に施行されます。法改正に伴う関連事項の情報発信が広報の本年最初の仕事と考えております。どうか、改正内容を熟知され業務に支障が出ないようにして下さい。また、皆様のお客様、排出事業者の皆様の理解も得ていく必要がございます。

昨年も同じことを書きましたが、経済情勢は厳しい状態が継続しての新年となっております。この状況を打開するには官民一体となることが肝要かと想います。しかしながら、人に頼っていても仕方がない訳ですから、まずは自助努力を惜しむことのないよう心掛けて頂ければ幸いです。

広報委員会では皆様の業務の改革・革新に向けての情報を発信できるよう心掛けて参ります。どうか、この1年も昨年同様のご支援を頂戴したいと存じます。

安全衛生推進委員会 委員長 伊藤 雅人

新年明けましておめでとうございます。旧年中は安全衛生推進委員会の活動に暖かいご支援を戴き研修会や講習会に多数のご参加を戴きありがとうございました。

厳しい経済状況の下、企業経営には様々なリスクが降り注いでいます。「人間、体が資本」と言われ健康は幸せな生活の基になっています。

企業も同様に健全な事業活動の基にはそこに働く人達の健康が必要となります。事故や健康被害は企業にとって存続にかかわる大きなリスクとなります。

安全衛生推進委員会は、各種研修会や講習会を積極的に開催し、会員皆様のリスクを少しでも軽減する一助として活動に努めてまいります。安全衛生は地道な基本事項の繰り返しです。「継続は力なり」と申します。

皆様におかれましても労働安全衛生活動が継続的にかつ積極的に展開されますことを、また、委員会へのより一層のご支援をお願いいたします。

委員長・部長の新年ご挨拶

医療廃棄物委員会 委員長 五十嵐 和代

新年明けましておめでとうございます。

昨年は委員会の運営に対しましてご支援ご協力を賜わりまして心より感謝申し上げます。

新メンバーでの出発でしたが、皆様のご協力によりなんとか船出することが出来ました。医療廃棄物を取り巻く環境と致しましては多剤耐性菌の発生やウイルスの流行など目まぐるしく変化しております。

医療廃棄物に携わる私共は今こそこの変化に確実に対応する“対応力”が求められております。研修会などを通してタイムリーに正しい知識の吸収をしていくことが私共にとりましても、病院をはじめとする医療関係者にとりましても事故をなくす1つの方法と考えております。

そういう視点から今年は情報受信・情報発信に重点を置き、会員の皆様をはじめ関係者の方々に役立つ委員会活動にしていく所存でございます。

本年もどうぞご指導ご鞭撻よろしくお願い致します。

収集運搬委員会 委員長 泉 昌男

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

毎年相変わらず景気が上向かない話は当り前のようですが、私にも学生の娘がおり、新卒者雇用の減少、時に大企業への就職は困難を極めております。その中、我々のような環境関連の中小企業が新たな風を吹き込もうと、新卒者雇用を実現させている会社も出て参りました。

当協会で9割を占める収集運搬会社の皆様には、今年も奮起して頂きたいと願っております。

さて、収集運搬委員会としては、昨年度好評でした「社内管理体制構築のすすめ」の講習会を再度開催し、受講できなかった方や、会社の新幹部になられた方々にご参加頂きたいと考えております。また、災害発生時の連絡網による実務的な演習も実施する予定でおります。今年4月施行される改正廃掃法については、どのような影響が我々収集運搬業者にあるのか、早々に分析をして参りたいと思っております。

うさぎが跳ねるように事が運ぶとは思えませんが、日本は陸送が中心ですので、少しでも前へ進むように、若者と中小企業を繋ぎ、収集運搬会社と排出事業者を繋ぐことを願っております。

委員長・部長の新年ご挨拶

建設廃棄物委員会 委員長 鈴木 宏和

新年あけましておめでとうございます。

昨年中は、当委員会の活動に多大なご協力を賜り誠に有り難うございました。

本年も引き続き厳しい経済状況になることが予測され、建設廃棄物排出量も減少傾向が続くと思われまます。

また、処理料金のダンピングや悪質業者による不適正処理も増え、正規業者の事業をさらに圧迫すると考えられます。

このような状況を少しでも打破すべく、当委員会においては、行政との「懇話会」活動の強力な推進、並びに排出事業者に対しては、ゼネコンのみならず解体工事業者との情報交換の強化を図ることを本年の重点課題として、取り組んで参りたいと考えております。

また、排出量が減少したとはいえリサイクルでは再生材の有価性など、有効利用を巡る法運用で、廃棄物に該当するか否かが絶えず自治体や処理現場で問題となっている「建設汚泥」の再利用に関する課題や、昨年問題となった「石綿含有廃棄物」の分別排出の徹底、処理の適正化の課題にも引き続き取り組んで参ります。本年も、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

多摩支部 支部長 赤石 賢治

新年明けましておめでとうございます。

一時期は緩やかに回復していくという観測が一般的に聞かれるようになった日本経済ですが、依然として長引く不況という渦中から抜け出すことができず、未だ先行きが不透明な、厳しい状態が続いております。

我々の業界においては、東京都における優良性基準適合認定制度の開始や、地球温暖化対策のためCO₂排出削減に取り組んだCO₂マイナスプロジェクトなど、この業界が社会的にも一歩進んだことを感じさせる1年でした。

多摩支部会は、昨年同様、研修会、施設見学会の実施等を通じ、より多くの多摩地域の会員企業の皆様と情報の共有、親睦を図るとともに、今年4月に施行される改正廃棄物処理法についても研修会を行うなど、充実した活動を進めていきたいと思ひます。

今年の干支卯年は、跳ねることが得意なウサギのごとく、新しいことが始まる飛躍の年といわれております。厳しい状況のなかではありますが、本年も皆様のご理解、ご協力の程、お願い申し上げます。

委員長・部長の新年ご挨拶

青年部 部長 濱松 直親

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、全国青年部協議会全国大会が関東の地「横浜」にて開催され、我々東京も関東ブロックの一員として全力で全国大会をバックアップしてきました。大会記念事業のCO₂マイナスプロジェクトにおいては、東京約100社のエントリー（全国約2000社）、うち事例も90社強の報告を頂きました。このエントリーや報告については協会員各社にご協力をお願いしたところ、心地よく承諾して頂き、東京協会員様の温かみを再認識させられました。ご協力頂きました皆さまには厚く御礼申し上げます。

また、本プロジェクトは各メディアにも多く取り上げられたと共に、環境省・経産省にも注目され今回でプロジェクトが完了ではなく、これからスタートラインだと全国共通認識のもと閉会いたしました。

東京青年部としては、引続きCO₂マイナスプロジェクトを推進するとともに、次世代を担う我々がいま何をすべきか、教育研修を通じ新しいことへのチャレンジ、それをしやすい環境づくりやネットワークづくりをすすめて参りたいと思ひます。

本年も、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

女性部 部長 二木 玲子

あけましておめでとうございます。

旧年中は女性部の活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

2011年を迎えて実感するのは、何かをじっと待っていても、誰かに期待していても、世の中が明るく元気になることはなさそうだなあと言うことです。

今までの経験値に基づいたことだけをやっていてもこれからの世の中生きていけそうにありません。考え方を変えてみると、こうした時代だからこそ出来ることはきっとあります。

女性部は持ち前の明るさで前向きにこの時代だからこそ、自分たちの業務をもう一度見直しながら、女性ならではの感性と知恵を活かしながら、今出来ることを真面目に真剣に取り組んで参ります。

今年の干支は卯年です。産業廃棄物業界の少しでもお役に立てるように、部員同士お互いに研鑽し合いながら、ウサギのようにぴよんと跳ねて飛躍の年にしていきたいと思ひます。本年もどうぞ宜しくお願いいたします。

回顧と展望

専務理事 古川 芳久

新法人への移行を見据え、一般社団法人を明記した事業計画案と、これまでとは大幅に異なる予算編成をまとめる中で、就任以来4度目の春を迎えました。波乱に富んだ平成22年の回顧と、課題多き23年の展望について述べます。

●1年を振り返る

平成22年は、東京都の第三者評価制度に関する排出事業者向けの「第三者評価セミナー」の開催で明けました。2月の認定結果の公表をひかえ、何よりも大切な排出者の皆様に都の評価制度を認知していただき、優良業者を選定していく機運を盛り上げていくため、2月24日まで7回のセミナーを実施しました。

また、1月15日には22年最大の出来事となる廃棄物処理法改正の内容を煮詰めた廃棄物処理制度専門委員会の最終報告書が公表されました。以後、具体的な法案のゆくえが注視されていきました。

2月には、東京都の廃棄物処理計画の改定に向けた第四期の東京都廃棄物審議会が審議を始めました。新機軸の展開が難しい中でのスタートとなりました。

2月10日には、第三者評価制度の初の認定結果が公表されました。産廃エキスパート107社のうち80社(75%)が我が会員で占められ、優良業者の集まりと自負する協会の面目躍如たるものがありました。産廃プロフェッショナルの方も77社のうち会員が40社(52%)を占めました。

3月10日、第276回理事会の中で吉本昌且会長が、5月の総会を前に退任表明をされました。2期4年で協会財政の健全化を成し遂げ、役員の方定年制導入の範を示す爽やかな退任表明でした。

5月12日には、待望の廃棄物処理法の改正法案が成立しました。必ずしも十分とは言えないものの、建設廃棄物の元請業者への処理責任の一元化、欠格要件規定の合理化、収集運搬業許可の合理化など一定の成果をみました。

5月の第53回定時総会では、吉本昌且会長、渡辺昇常任理事、大竹邦生理事、後藤勲理事が退任され、新たに山本芳幸、森雅裕、細沼順人、野村幸江の各氏が役員に選任されました。退任された皆様には改めて感謝申し上げます。

新会長には高橋俊美氏が選任され、新たな体制がスタートしましたが、以来8ヶ月新会長のリーダーシップの下、理事会、常任理事会は何事にも積極的にというスタンスで行われてきています。

平成22年の夏は暑くまた長い、地球温暖化を実感させられるような夏でした。その最中の8月に、埼玉を震源地とする再生砕石のアスベスト混入問題が一部マスコミに連日取り上げられ、行政による立入検査が実施される一方、環境省など三省合同通知が出されるに至りました。また、この影響により再生砕石の使用がストップする事態となりました。

協会では、10月、東京都と連携し、風評被害の拡大防止に役立てるため、安全宣言に必要なアスベスト粉じんの大気環境測定の実施を支援することにし、協会始まって以来の、会員に対する大気自主測定助成金を設けるとともに、賛助会員の内藤環境管理様様の協力を得て、特別料金での測定の紹介も実施しました。

11月23日には、横浜で開催された加藤会長率いる全国青年部協議会の全国大会で、連合会のCO₂マイナスプロジェクトの表彰式が行われました。東京が多すぎて心配するほど、会員に対する表彰が多く面目躍如たるものがありました。

12月16日、協会での初めての研修映画会が、女性部の企画・運営で実施されました。「バスマー」というフィリピンのゴミの山を舞台としたドキュメンタリーで、考えさせられる内容でした。が、何よりも励まされたのは、女性部のパワーが推進力となり、多くの会員会社がこれに応え、企画が成功したことです。

翌17日には、改正廃棄物処理法の関係政令が閣議決定されました。1月の施行規則と併せて制度改正の具体的な内容が明確化されます。収運業の許可や更新期間など複雑化した面も多々あります。皆様には2月と3月の改正法説明会で勉強をお願いします。(要点は、別掲記事参照)

●新しき一年に向けて

引き続き適正処理の推進を基本として進んでいくこととなりますが、新しい年は特に、改正廃棄物処理法等の施行に向けての取り組みで幕を開けます。説明会の実施だけでなく、新制度の施行の中から見えてくる様々な解決すべき課題もし

っかり把握し、次の制度改正に向け地歩を固めていく必要があります。各委員会部会を含めキチンとした取り組みを是非お願いします。

また、アスベスト含有再生砕石問題の影響で、行き場を失った再生砕石の山は年が明けてもさらに高くなりつつあります。東京都や関係団体とも連携協力し解決に向け努力をしなければ、都市開発など経済全体にも及ぶ問題となります。

23年は、東京都の廃棄物処理計画の改定が行われます。また、審議会報告にもあるように、第三者評価制度の伸展を含む静脈ビジネスの健全な発展や静脈物流の効率化・高度化などさまざまな課題への取り組みも求められます。さらに、排出量取引制度が足踏み状態ですが、東京都の制度は走り出しており、引き続き地球温暖化対策・CO₂削減に向け真剣に取り組んでいく必要があります。

こうした諸課題に、会員の意見を踏まえながら協会として適切な対応が図られるよう努めてまいります。加えて、迫ってきた公益法人改革への対応は、一般法人(非営利型)を目指して、事業の再構築を進めるとともに新しい定款作りなど事務局共々準備を進めてまいります。

この一年、高橋会長の下、賛助会員を含む会員向け事業の充実・強化に力点をおいた事業展開により、会員増強と会員相互の交流と連携強化に貢献できる存在価値のある協会を目指し努力してまいります。青年部、女性部など各委員会・部会のメンバーをはじめ多くの皆様のご支援を宜しくお願いします。

法制度改正の概要

専務理事 古川 芳久

昨年5月12日、待望の廃棄物処理法の改正法案が成立しました。これを受けた政令・省令の確定が待たれていましたが、12月17日漸く改正廃棄物処理法の関係政令の閣議決定がなされ、1月の省令と併せて制度改正の具体的な内容が明確化されることになりました。収運業の許可や更新期間など複雑化した面も多々あり、今後開催される改正法説明会などで確定された内容についてきちんと確認される必要がありますが、ここでは、執筆段階での情報に基づき制度改正の概要を、処理業者向けを中心に伝えます。(用語及び条文の指示は簡略化しています。)

廃棄物処理法の改正概要

1. 排出事業者による適正処理確保のための対策の強化
 - ①産業廃棄物を事業場の外で保管する際の事前届出制度を創設。
 - ②建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
 - ③マニフェストを交付した者に、当該マニフェストの写しの保存を義務化。
 - ④処理業者はマニフェストの交付を受けずに産廃の引渡しを受けてはならない。
 - ⑤処理業者は、適正処理が困難となる事由が生じたときは、その旨を委託者に通知しなければならない。
 - ⑥事業者の、産廃の処理状況確認努力義務を規定。
 - ⑦不適正処理廃棄物を発見したとき
- の土地所有者等の通報努力義務を規定。
- ⑧措置命令の対象に、処理基準等に適合しない収集、運搬及び保管を追加。
- ⑨従業員等が不法投棄等を行った場合に、事業主である法人に課される罰金を1億円以下から3億円以下までに引上げ。
2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化
 - ①廃棄物処理施設の設置者に対し、知事による当該施設の定期検査を義務付け。
 - ②廃棄物処理施設の維持管理情報のインターネット等による公開を義務付け。
 - ③設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維

持管理の確保のため、設置許可が取り消された者等にその維持管理を義務付け。

- ④維持管理積立金を積み立てていないときは、知事は施設の設置許可を取り消すことができる。

3. 廃棄物処理業の優良化の推進等

- ①優良な産廃処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。
- ②廃棄物処理業の許可に係る欠格要

件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の処理業者の許可の取消しにつながらないように措置。

4. 排出抑制の徹底 (略)

5. 適正な循環的利用の確保 (略)

6. 焼却時の熱利用の促進

- 熱回収の機能を有する廃棄物処理施設を設置して廃棄物の焼却時に熱回収を行なう者が一定の基準に適合するときは、知事の認定を受けることができる制度を創設。

主要な制度改正事項

●産廃の事業場外保管の事前届出制度 (処理法12条3項)

○排出事業者が、事業場外において自ら保管を行う場合に限定。

○対象となる産廃は、建設工事に伴う産業廃棄物〔特別管理産業廃棄物〕に限定。(省令案8条の2)

○対象となる保管は、保管の用に供される場所の面積300㎡以上の保管(省令案8条の2の2)

⇒ 保管には囲いが必要なので、囲いの面積300㎡以上の場合事前届出必要。

○違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。

○非常災害時の応急措置等としての保管は、14日以内に届出。

●建設廃棄物の処理責任の明確化 (処理法21条の3)

○建設廃棄物の処理責任は原則として元請業者が負う。(同条1項)

⇒ このため、建廃は、元請業者が自ら処理するか、許可業者に委託しなければならない。

⇒ 下請負人は、業の許可を有し、元請業者と適法な委託契約を締結する必要がある。

○工事現場における建廃について、下請負人が保管を行う場合、下請負人、元請業者ともに「産廃保管基準」の適用を受ける。(同条2項)

⇒ 改善命令や措置命令は、下請負人、元請業者ともに対象となる。

○下請負人が自ら建廃の運搬を行う場合の許可不要の特例(同条3項)

特例の対象となる廃棄物〔特別管理廃棄物を除く〕(規則案18条の2)

⇒①建設工事であって、請負金額が

500万円以下

- ②瑕疵修補工事であって、請負金相当額が500万円以下
- ③1回当たり運搬量が1 m³以下であること
- ④運搬先が、元請業者が所有権等を有する施設であること
- ⑤運搬先が、建設工事現場と同一か又は隣接する都道府県であること
- ⑥運搬途中で保管が行われないもの

これらのいずれにも該当すること。

○下請負人が、元請業者からの委託を受けずに他人に委託を行う特例（処理法21条の3第4項）

⇒ 元請業者の指示等がなくして、下請負人が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、本来あってはならないことではあるが、適正処理確保のため、下請負人が排出者責任を負う（委託基準等が適用される）。

●マニフェスト制度の強化（処理法12条の3第2項、12条の4第2項）

○マニフェストの交付者には、当該マニフェストの写し（A票）の5年間の保存義務が課せられた。

○処理業者は、〔電子マニフェストを使用している場合等を除いて〕マニフェストの交付を受けずに産廃の引渡しを受けてはならない。

⇒ 違反した場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。措置命令対象。

●処理業者の委託者への処理困難時の

通知制度（処理法14条13項14項、ほか）

○処理業者は、受託した処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じた場合、遅滞なく＝10日以内に、委託者に書面により通知をし、かつ当該通知の写しを5年間保存しなければならない。（省令案10条の6の2、10条の6の3、10条の6の4）

○処理困難通知を行う事由

- ⇒①施設の故障、事故により保管する産廃の数量が処分等のための保管上限を超えたこと
- ②事業の廃止
- ③施設の休廃止
- ④埋立終了（最終処分場）
- ⑤事業停止命令及び許可取消処分
- ⑥改善命令や措置命令により保管上限を超えたこと
- ⑦施設許可の取消処分

○通知を怠った者、虚偽の通知をした者、通知の写しを5年間保存しなかった者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。

⇒ 排出事業者、中間処理業者が処理困難通知を受けた場合の措置

*速やかに運搬、処分の状況を把握する。

*生活環境保全上の支障除去又は発生防止のための必要な措置を講ずる。

*通知を受けてから30日以内に都道府県知事に措置内容等報告書を提出。

●優良処理業者の許可更新期間の特例

（処理法14条2項、3項、ほか）

○事業の実施に関する能力・実績が一定要件を満たす産廃処理業者については、更新期間を現行の5年から7年に延長。（政令6条の9、6条の11）

○優良性の基準（省令案9条の3、10条の4の2）

⇒①過去5年間に廃棄物処理法、浄化槽法及び生活環境の保全を目的とする法令に基づく不利益処分を受けていないこと。

②所定の事項について、申請の際直前の半年間にわたりインターネットで公開し、かつ、所定の頻度で更新していること。

⇒ 所定の事項

会社情報、許可内容、施設及び処理の状況（施設の種類及び数量、処理能力・処理方式・処理工程図等）、産廃の種類ごとの受入量・処分方法ごとの処分量・処分後の持出先ごとの持出量・取引先ごとの売却量、低公害車の導入状況、直前3年間の財務諸表、など

③事業活動に係る環境配慮の取組が、ISO14001、エコアクション21等の認証制度により認められていること。

④電子マニフェストの利用が可能であること。

⑤自己資本比率が、直前3年のうちいずれかの年度で10%以上であること。

⑥経常利益金額等が、直前3年平均均で零を超えること。

⑦法人税等（法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、社会保険料、労働保険料）を滞納していないこと。

⑧特定廃棄物最終処分場について維持管理積立金の積立てをしていること。

○経過措置（政令附則5条）

政令施行（平成23年4月1日）の際、現に許可を受けている者が、優良性の基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたときは、当該許可の有効期間は、7年となる。

⇒ 経過措置についての手続きや行政の対応は、今後明らかになる見込み。

⇒ 許可更新期間の特例と、東京都の第三者評価制度とはまったく別個の制度であり、混同しないよう留意してください。都の評価制度は、更新期間の延長の特例の基準を包含しているが、実地調査などより幅広く評価を行い、その優良性を認定する制度です（制度の改善が予定されている）。

●許可の欠格要件に係る規定の合理化（処理法7条5項4号、7条の4第1項、14条の3の2第1項）

○取消しの連鎖に関して要件が見直しになった。

○法人Aの許可取消原因が、廃棄物処理法上の悪質性が重大なものである場合、欠格要件は連鎖（ただし一時連鎖のみ）する。

⇒ 法人Aの役員aが欠格該当の場合、法人Aの欠格該当でない役員bが役員となっている法人Bは、連鎖により欠格該当となる。以降は連鎖しない。

⇒ 悪質性が重大なものとは

*不法投棄等の刑罰が重い違法行為をした場合

*暴力団が関与した場合

*不正・不誠実な行為をするおそれがある場合

*不正手段で許可を取得した場合

○法人Aの許可取消原因が、廃棄物処理法上の悪質性が重大なものでない場合、欠格要件は連鎖しない。

⇒ 法人Aの役員aが欠格該当であっても、欠格該当でない役員bが役員となっている法人Bには連鎖しない。

⇒ 悪質性が重大でないとは

*道交法等の他法に違反して禁固刑・罰金に処せられた場合

*廃棄物処理法中の刑罰が軽い違法行為をした場合

*破産した場合 等

●収集運搬業の合理化（政令27条）

○産業廃棄物収集運搬業の許可に関する事務、変更の許可、届出の受理、命令、許可の取消し等に関する事務は、都道府県知事から指定都市の長等に権限が委任されない事務となった。

⇒ このため、産業廃棄物の収集運搬業を行う場合は、市の許可が不要になり、都道府県の許可のみで足りることになる。

⇒ ただし、

①一つの政令で定める市の域内のみにおいて業を行う場合 又は、

②政令で定める市の域内で積替え保管を行う場合は、現行どおり政令で定める市の許可が必要。

なお、積替え保管なしの場合であっても、収集運搬の許可品目が県の許可より市の許可が広い場合は、市の許可が残るという解釈であるので注意のこと（この場合、市の許可全部について市に監督権限がある）。

○経過措置（政令附則6条）

政令施行（平成23年4月1日）の際、現に市長許可を受けている者は、当該許可期間の満了の日までは、従前の例により、許可の範囲で業を行うことができる。

①市長許可の有効期間内は、政令市が監督権限を持つ。

②原則として、県の許可を受けたら、市の許可は失効する。

⇒ 例外があり、県の許可と市の許可が重ならない場合は、市の許可が残る（県の追加変更の許可を得るまでは）。

●廃棄物処理施設に係る定期検査の創設（処理法8条の2の2、15条の2の2）

○廃棄物処理施設の設置許可を受けた者は、一定期間ごとに、当該施設が施設の構造基準に適合するかについて、都道府県知事の検査を受けなければならない（義務化）。

○定期検査の義務化の対象となる者

（施設）は、告示・縦覧を要する施設の設置許可を受けた者（施設）に限定される。産業廃棄物処理施設の場合は、焼却施設、石綿溶融施設、PCB処理施設及び最終処分場に限られる。

○定期検査の期間は5年3ヶ月以内。

○熱回収の認定を受けた場合は、定期検査義務が免除される。

○廃棄物処理施設の設置許可を受けた者は、維持管理計画及び維持管理情報をインターネット等によって公表しなければならない。

○定期検査を拒否、妨害、忌避した者は、30万円以下の罰金。

⇒ 定期検査については定期検査手数料が必要となり、東京都の場合、33000円に定められる予定。

●熱回収施設設置者の認定制度の創設（処理法9条の2の4、15条の3の3）

○廃棄物処理施設であって熱回収（廃棄物発電・余熱利用）の機能を有する施設を設置している者は、一定の基準に適合していることについて、都道府県知事等の認定を受けることができる。

⇒ 施設は都道府県知事等の許可を受けている廃棄物処理施設に限る。

⇒ 一定の基準

①技術上の基準（省令案12条の11の6）ボイラー、発電機、熱交換器

②能力の基準（省令案12条の11の7）年間熱回収率10%以上、燃料投入限度は投入廃棄物総熱量と燃料の総熱量の合計の30%

以内など

③処分基準（省令案12条の11の9）

○認定の更新期間は5年（省令案12条の11の8）

○熱回収施設の認定についても手数料が必要となり、東京都の場合、認定申請手数料33000円、認定更新申請手数料27000円に定められる予定。

⇒ 熱回収の認定を受けないで、定期検査を受ける場合は、5年ごとに33000円が必要となる。認定を受けた場合は、5年ごとの更新時に27000円の負担ですむことになる。

●廃石綿等の埋立処分基準の強化（政令6条の5）

○廃石綿等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包しなければならない。

⇒ これまで、固型化か二重こん包のどちらかでよかったが、固型化等の措置をしたうえで二重こん包しなくなってきた。

⇒ 東京都の埋立処分場では、都内解体工事等により排出される廃石綿等を受け入れているが、受入基準は、セメント固化した上で十分な強度を有するプラスチック袋で二重こん包することとなっている。

○埋立処分を行う場合には、埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散、流出しないよう、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講じなければならない。

協会主催・研修会

映画BASURAの上映会と四ノ宮監督の講演

平成22年12月16日(木)日本ペイント株式会社東京研修センターにて、東京産業廃棄物協会の研修事業の一環として、協会女性部の運営・企画により、四ノ宮浩監督作品・映画「BASURA (バスーラ)」(【バスーラ】とはタガログ語で「ごみ」を表す)の上映会と同監督による講演会を開催いたしました。当日の来場者数は144名と大勢の方々にご来場頂き、協会の古川専務理事の挨拶の後、約2時間にわたり「BASURA」を上映いたしました。

「BASURA (バスーラ)」: フィリピン・マニラ郊外の巨大なごみ捨て場の街「スモーキーマウンテン」で、ごみを拾って転売することを生業として暮らす子供、人々のドキュメンタリー映画

この企画は女性部内で出た「BASURA」の話題から始まりました。何故、このような映画が製作されたのか。ある意味で廃棄物を取り扱う業界にいる私達と一致する部分があるのではないかと議論の結果、上映会を開催して多くの方々に観て頂くということになりました。

映画では、貧困の中で生活する人々の見せる笑顔がとても印象的でした。日本は物質的には豊かですが、精神的なもの、家族愛と言う面では

「BASURA」の世界と比べてどうかという想いに至りました。

上映終了後20分間の休憩を挟み、四ノ宮浩監督による講演

会「日本人が動いて愛と平和な世界に変える」を行いました。現地の状況を考えて、子供たちとすれ違いざま物乞いでもされるかと思っていたのに、



四ノ宮監督

笑顔で挨拶を返されたという監督のお話がとても印象に残っています。その後、監督への質疑応答を行い、来場者からの沢山の質問に一つ一つ丁寧にお答え頂きました。



四ノ宮監督を囲んで女性部一同

最後に二木女性部部長より、来場者の方々から当日お預かりした募金を監督にお渡し、研修会を終了しました。

今回の研修会は、業界関係者以外の方々の参加も多く、産業廃棄物業界への関心を深めて頂いたことに加え、色々な方に色々な想いを抱いて頂いたのではないかと考えています。これまでとは違った角度から廃棄物の世界に一石を投じることが出来たのではないのでしょうか。

(株)ユーワ ^{おさかべ}越阪部紀子 記

地球温暖化対策

生物多様性と経済(3) ~認証制度

現在の世界の森林面積は、地球表面積の1割にも満たない。その森林の浄化作用や二酸化炭素の吸収能力によって地球環境を支えてきた。最近では、森が分解した養分に富む沢水が漁業にも影響を与えることが知られ、漁師が木を植える活動も始まっている。

生態系保護の手法として、今回は“認証制度”を取り上げる。認証制度とは、持続可能な資源利用による製品を消費者が区別できるようにする制度で、好適な資源利用が行われている生産単位(森林・漁場、組織等)と、そこから生産・流通する製品を認証する。認証は独立した第三者機関が一定の基準を用いて行う。代表的で日本になじみ深いのが、森林認証制度と漁業認証制度だ。



森林認証制度は主にWWF(世界自然保護基金)を中心として発足したFSC(Forest Stewardship Council)と、欧州を中心としたPEFC(Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes)があり、日本にも独自の認証制度SGEC(Sustainable Green Ecosystem Council:『緑の循環』認証会議)がある。紙や印刷物、木工品、家具などが製品として認証されている。

一方、漁業認証の国際的な規格としては、MSC(Marine Stewardship Council; 海洋管理協議会)だ。MSCは「持続可能な漁業のための原則と基準」を

設け、これに従って行われる漁業(者)に対して「MSC漁業認証」を発行する。また、FSCと同様、水揚げ後の水産物の流通と加工過程に対しても、非認証製品の混入を防ぎ、トレーサビリティ確保のための「MSC CoC認証(Chain of Custody)」があり、漁獲から販売までMSCの基準を満たした商品について「海のエコラベル」を付けることができる。



日本では、2006年4月に流通業者の築地仲卸・亀和商店が国内初のMSC CoC認証を、同年11月には大手スーパー・イオンも小売として初めてCoC認定を取得し、海のエコラベル付の魚の販売を始めた。生産者では、京都府舞鶴市の京都府機船底曳網漁業連合会のズワイガニとアカガレイ漁が日本初のMSC漁業認証(2008年)を、続いて高知県の土佐鱈水産グループのカツオ一本釣り漁業が、カツオ漁として世界で初めてのMSC漁業認証(2009年)を取得するなど、少しずつ広がりを見せている。

(日栄産業(株)吉本花子 記)

22年度「建設廃棄物適正処理講習会」に約280名集まる 廃棄物処理法改正や再生砕石の利用、アスベスト検出方法等に関心

東京都環境局は平成22年12月15日(水)13時30分から17時40分までの4時間10分に亘り平成22年度「建設廃棄物適正処理講習会」を東京都庁議会棟の都民ホールに於いて開いた。この講習会は東京都産業廃棄物対策協議会・建設廃棄物適正処理部会（高戸 章部会長・大成建設(株)東京支店 安全・環境部 参与）が年2回開くものだが、今回の講義内容が毎回取り上げられる「建設廃棄物を適正に処理するために」のほか、最近注目の的となっている廃棄物処理法の改正や、断熱材中のフロンの処理、再生砕石の利用、アスベストの含有建材を見分ける方法などの問題が取り上げられているため、会場をほぼ埋める280人程にも及ぶ出席者を集め、これらの問題に対する関心の高さを現していた。



会場一杯に埋めた出席者

講習会開催に当たり先ず東京都環境局廃棄物対策部の村上 章産業廃棄物対策課長と東京都産業廃棄物対策協議会の高戸 章建設廃棄物適正処理部会長の挨拶で始まった。



村上課長は「今年の建設廃棄物の話題としては、再生砕石にアスベストが混入したという問題が在りました。都と致しましては10月22日には関係業界に指導説明会を実施してきましたが、再生砕石は建設業界には

欠くことのできない資材で、引き続き再生砕石のリサイクルを推進していく所存ですが、再生砕石に限らず循環型社会を構築していく為には、皆様方の日々の処理活動が果たす役割は非常に大きなものとなっております。こうした皆様方には社会的役割の期待が寄せられている事を認識して頂いて、建設業者も処理業者の方も適正処理に取り組んでいくことをお願いいたします。」などと語った。

また、高戸部会長は「本日は280名もの方々がお集り下さり、私が部会長を12年間勤めさせて頂いて初めてのことで



す。この後に引き続き講習が控えておりますが、大変緊張しております。対策協議会は、自由に意見交換するという全国にある一つのユニークな団体であり、情報や意見を自由に交換できる組織として12年間やって参りました。このメイン活動の中に本日のような講習会を年2回実施しております。その度毎の問題で、その業界の方をお招きして講習会を開いております。御存知の通り廃棄物処理法の改正など、この後に講習がありますが、排出業者、処理業者とも皆さんに責任が重大となっております。今まで以上に法の重視が重要かと思えます。本日の講習会が具体的にどういうことをやればどういう罰則があるのか、というようなことなどをテーマに分かり易く一生懸命説明させていただきますのでご静聴下さる様お願いいたします」と挨拶した。

講習は次の内容が進められたが、全容は紙面の都合で再現できず、内容の詳細は割愛させて頂いた。

(1) 建設廃棄物を適正に処理するために
大成建設(株)東京支店 安全・環境部 参与 高戸 章 氏

内容は、東京都、(社)東京建設廃棄物協会、及び高戸部会長率いる建設廃棄物適正処理部会が数年練り上げた冊子「建設廃棄物を適正に処理するために」(平成20年度版)の内容を部会長自ら説明した。

(2) 廃棄物処理法改正について
東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課 審査担当係長 黒岩 秀之



廃棄物処理法改正の流れとして、平成22年5月12日改正法国会成立(5月19日交付、一部即日施行)10月7日から11月8日までパブリックコメント、12月17日政令閣議決定、23年1月省令公布予定で改正法は省令の公布を待って23年4月1日施行が予定されているとしていた。なお、この講習会後に別項のとおり政令が閣議決定されたので、ここでの詳細は割愛させて頂いた。また、講師は予定の渡部 健一氏が所用のため黒岩 秀之氏に変更になった。

(3) 断熱材中のフロンの処理について



山田建設(株) 建設第二部 工事所長 平野 範人 氏

東京都では、既にオゾン層の保護及び地球温暖化防止のため、関係業界団体等と協働して、建材用断熱材フロンの分解処理に向けた取組を全国に先駆けて進め、平成21年3月には「東京ルール宣言」を策定、【建材用断熱材フロンの分解(焼却)処理をお願いします】とするパンフレットを作成・配布している。当日はこのパンフレットをもとに、現場の状況を加味して説明した。

(4) 再生砕石の利用について



東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課 不法投棄対策係長 木下 勢弥 氏

東京都は、平成22年8月から9月にかけて

40箇所の再生砕石製造施設への立入り調査を行った。その際に、再生砕石の中からサンプルとして採取したものを成分分析にかけ、分析の結果アスベストが検出された設備については、周辺の大気測定を直ちに行わせ、基準を大きく下回っていることを確認した。

また同時に、再生砕石の安全性を確保するため、都内の全ての再生砕石製造業者に対し、搬入チェック対策の強化と大気測定の実施を指導したが、この分析・測定結果は①成分分析ではサンプル41個に対し、アスベストが検出されなかったものは37個、検出されたのは3社の4個であった。また②大気測定結果では、アスベストが検出された3箇所は、がれき破碎施設の敷地境界（各4地点）で基準値以下であった。

以上について、都内の全ての再生砕石製造業者90社に対し10月22日に説明会を開き、①スレート等の搬入禁止の運搬業者等への周知、②搬入物検査の徹底、③スレート等が搬入された場合の都への報告ルール、④敷地境界でのアスベストの大気測定などを指導した。

(5) 目で見て判る？アスベスト
——アスベスト含有建材を見分けることができるのか——

埼玉県環境科学国際センター 資源環境・廃棄物担当 川崎 幹生 博士

先ず、最初にアスベストについての基礎知識として①アスベストとは、②アスベスト含有建材について、③アスベスト含有材料に係わる問題点、④アスベスト含有建材は飛散性？、⑤現場でアスベストを見つけられるのか？、について復習



材料を燃やして説明する川崎博士（右）

的に説明が行われた。

この中で、気をつけねばならないのは、非飛散性建材でも破碎すれば必ず飛散することで、アスベスト含有建材の破碎は極力避ける必要があることを銘記すべきであるとしていた。

また、現場でアスベストを見つけられるのか、は公定法ではないが、石綿含有建材の場合、建材の断面をよく見ると、束上の繊維が見え、特に外壁材、コロニアル、波板、スレートは見分け易いと思われる、として次の簡易判定法をまとめていた。

○まずは、目視で観察し、繊維束の有無を確認！建材全体を観察しよう！○ライター等で焙りましょう！石綿繊維は簡単に燃えません！○200倍程度拡大できる顕微鏡があればベスト。○破碎する場合は注意！○混合繊維には注意！例えば、石綿含有ロックウール吸音天井板○現在、Pタイル、ビニール床シートには適応不可！○解体現場からの下ゴミにも注意してください！としていた。

以上を実際の見本を配布し、ライターと顕微鏡によって実験し、予定終了時間を越えたが無事全てプログラムを終えた。

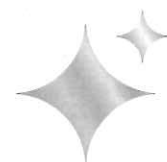
行政だより

平成22年12月21日
環境局
財団法人東京都環境整備公社

「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」の 2回目の認定業者が決定しました

産廃エキスパート（トップランナー的業者）37社

産廃プロフェッショナル（中核的役割を担う優良業者）38社



産廃エキスパート



産廃プロフェッショナル

1 認定業者数

区 分	認定社数	業の区分			
		収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業	専門性 (感染性廃棄物)
産廃エキスパート	37	24	11	11	3
産廃プロフェッショナル	38	30	8	8	4
計	75	54	19	19	7

(注) 1社で複数の業の区分の認定を受けている者があるため、認定社数の合計は整合しない。

認定の詳細については、次ページを参照願います。

なお、認定業者の情報については、環境局・東京都環境整備公社のホームページをご紹介します。

※産業廃棄物対策課ウェブサイト http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/
東京都環境整備公社ウェブサイト <http://www.tokyokankyo.jp>

2 認定業者は認定ロゴマークの使用が認められます。

(使用例)

収集運搬車



制服



名刺



3 認定の有効期間 2年間

本件は、「10年後の東京」への実行プログラム2010において、以下の目標・施策に指定し、重点的に実施している事業です。

目標3 世界で最も環境負荷の少ない都市を実現する
施策9 世界に誇るクリーンな都市環境の実現

【認定の詳細】

1 制度の概要

平成21年10月に都が全国で初めて創設した、産業廃棄物処理業者の第三者評価制度。産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を、第三者評価機関として都が指定した(財)東京都環境整備公社が評価・認定する制度。

なお第1回目の認定は昨年2月に実施した。

2 制度のねらい

- ①健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展
- ②優良な処理業者の育成と適正処理の推進
- ③排出事業者信頼できる処理業者情報の提供

3 申請資格

都知事の産業廃棄物処理業許可を取得し、都内での実績が1年以上の者

4 評価委員会

より公平・公正な審査・認定のため、(財)東京都環境整備公社に評価委員会を設置。委員は以下のとおり。

- 委員長 北村喜宣 (上智大学法学部・法科大学院教授)
- 副委員長 飯島 孝 (財)産業廃棄物処理事業振興財団専務理事)
- 委員 小出康之 (社)中小企業診断協会東京支部副支部長)
- 青山直樹 (東京商工会議所産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
- 乙顔 均 (社)東京産業廃棄物協会副会長)

5 認定の取消

第三者評価機関は、認定業者が廃棄物処理法などに基づく行政処分を受けたときなどは、その認定を取り消します。

6 認定業者数の累計

(第1回及び第2回の認定業者数の合計)

区 分	認定社数	業の区分			
		収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業	専門性 (感染性廃棄物)
産廃エキスパート	144	79	56	66	16
産廃プロフェッショナル	115	80	34	27	10
計	259	159	90	93	26

(注) 1社で複数の業の区分の認定を受けている者があるため、認定社数の合計は整合しない。

<制度に関する問い合わせ先>
環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課
電話03-5388-3586
<認定に関する問い合わせ先>
財団法人東京都環境整備公社優良性認定評価室
電話03-3644-1381

【会社名五十音順】

平成22年度 協会員認定業者一覧

2010.12.21 現在

会 社 名	産廃エキスパート					産廃プロフェッショナル				
	収集運搬業 積替保管 除く 含む	感染性廃棄物 専門性(収集)	中間処理業	感染性廃棄物 専門性(中間)	収集運搬業 積替保管 除く 含む	感染性廃棄物 専門性(収集)	中間処理業	感染性廃棄物 専門性(中間)	収集運搬業 積替保管 除く 含む	感染性廃棄物 専門性(中間)
株式会社アサヒ開発					●					
株式会社アンカーネットワークサービス					●					
株式会社五十嵐商会	●									
ウム・ヴェルト株式会社	●									
栄和清運株式会社		●								
株式会社カネテツ	●		■							
株式会社環境整備	●		■							
株式会社環境テコム	●	○								
株式会社協栄清水商店		●	■							
クリーンテックシオガイ東京株式会社					●				■	
株式会社ケイ・エム環境	●									
京葉日立物流サービス株式会社					●					
広陽サービス株式会社		●	■							
株式会社コーエイクリーン					●					
株式会社小早川運輸		●								
株式会社小谷中					●				■	
シグマテック株式会社					●					
有限会社新城重機					●					
株式会社鈴徳	●		■							
株式会社総合整備		●	■							
大生運輸株式会社						●				
株式会社タイセイリサイクル					●					
株式会社太陽油化						●			■	
株式会社ダステックス					●				■	
株式会社田中商会	●									
株式会社樽味商会					●				■	
ティー・ビー・ロジスティクス株式会社	●									
株式会社東亜オイル興業所	●									
東京ボード工業株式会社			■							
東電環境エンジニアリング株式会社					●					
株式会社東武クリエイティブ					●					
株式会社トベ商事		●	■							
株式会社長岡商店	●		■							
株式会社ナリコー					●					
株式会社ナンセイ					●					
日進化成株式会社					●		○			
日本リサイクル・ウエスト・マシナリ株式会社		●	○							
有限会社フロンティア		●	■							
株式会社ペエックス						●	○※		■	
丸順商事有限会社					●					
株式会社ユーワ			■							
株式会社リサイクル・ネットワーク		●								
42	10	10	2	11	0	17	3	2	6	0

※ 専門性は、収集運搬 積保除く

エキスパート	22
プロフェッショナル	20

エキスパート(専門性)	2
プロフェッショナル(専門性)	2

城南島エコプラントの「都の処分場廃プラ埋立ゼロ」に伴う対応等について

(財)東京都環境整備公社

1. 城南島エコプラントの概要及び現状

(財)東京都環境整備公社（以下「公社」）では、大田区城南島に産業廃棄物の中間処理施設「城南島エコプラント」（以下「エコプラント」）を有している。取扱品目は、廃プラ、金属くず、ゴムくず、ガラス及び陶磁器くずであり、都内の中小企業の事業所・テナントビルなどから発生する産業廃棄物を中心に破碎・分別の処理を行っている。平成9年から操業を始め、今年で13年目を迎えるが、もともとは、東京都の海面処分場の受入れ条件をクリアするための中小企業対策の施設として設置されたものである。ピーク時には、日量275t程度の取扱量があったが、リサイクルの進展による廃棄物量の減少や、民間のリサイクル施設が増えたことなどにより、ここ数年は取扱量の減少傾向が続いている。

2. 都の廃プラ埋立ゼロに伴う対応

(1) 都との廃プラ埋立ゼロ協定の締結について



改造前

東京都の有する海面処分場については、御案内のとおり、23年4月から廃プラスチックの埋立をゼロにする方針である。これに伴い、公社では、都の呼びかけに応じて、平成21年6月に都と「廃プラスチック類の埋立ゼロに関する協定」を締結した（現在までに174社締結済）。そのなかで公社は、エコプラントに搬入された廃プラスチック類のリサイクルを促進するため、新たな処分先の検討を行うことなどを明確にした。また、22年度の公社の経営目標においても、下半期において、廃プラスチック類の100%リサイクルの目標を掲げ、その達成に努めているところである。

(2) 施設改造工事について

廃プラ埋立ゼロに対応するため、平成22年9月には、施設の改造工事を行った。その内容は、①搬出先のRPF製造施設等の要望に応えるため、不燃物の除去、鉄分の分離システム強化、②再破碎のための戻し入れラインの見直し、③既存の施



改造後

設の最大限の活用、であり、具体的には、粒度選別機のふるい目の置換、磁選機の追加、などを行った。工事は1週間程度で終了し、その後運転を再開しているが、今のところ、順調に稼働している。

(3) 産業廃棄物処理料金の改定について

平成23年4月から、廃プラスチック類は低料金の都の処分場への搬入ができなくなるため、リサイクル処理に係るコスト増加は避けられないことから、公社はエコプラントの料金改定に踏み切ることにした。これまで、10キログラム当たり346.5円（税込）で受け入れていたものを平成23年4月1日から10キログラム当たり42円値上げし、388.5円（税込の料金）とする予定である。

また、エコプラントは、平成23年度から、中小企業に限定した産業廃棄物処理施設として、東京都と連携しながら、新たな事業運営を図ることを予定しており、大企業から排出される産業廃棄物の受入れを取りやめることとしている。

3. 終わりに

公社は、これまで培ってきたノウハウを活かし、「環境負荷の少ない持続可能な都市の実現」に寄与する団体として、公益財団法人を目指すこととしている。

今後は、東京の産業廃棄物処理業界に、より公益的な立場から貢献していくため、協会並びに協会会員の皆様方の御指導とご協力を仰いでいきたいと考えている。

委員会報告



青年部（濱松部長）

平成22年12月13日(月)15時より10名の幹事により幹事会が開催された。

冒頭で、11月23日に開催された青年部全国大会は盛会裏に終了した旨の報告があった。

続いて、来年3月に開催される関ブロ賀詞交歓会について話し合わせ、当日の流れ及び役割分担が確認された。各委員会から、できるだけ多くの登録部員に参加してもらうよう呼びかけていくこととし、今後はさらに当日のセッティング等について詰めていくこととなった。

続いて、来年1月の青年部の勉強会・賀詞交歓会について検討された。当日の勉強会の内容は「法改正について」と決定し、講師については今後、法令委員会内で協議の上、決定されることとなった。

最後に、青年部の平成23年度年間行事計画表をもとに来年度の行事内容について検討され会議は終了した。

なお、次回の幹事会は1月21日(金)の勉強会前の13時から開催される。

産 廃 相 談

ア・ラ・カルト⑨

質問相談 1

- ①相談者：産廃処理業者
②相談案件：逆有償の物の扱い
③相談内容：

- ・輸送費>買取価格の場合、現状の有資で売却すると廃棄物に該当か？
- ・不用物を解体後に、部品、素材として売却は中間処理の許可が必要か？

＝回答＝

廃棄物进行处理する場合に、排出者の立場か、処理業者の立場かにより判断及び対応が異なる。

排出者が、ある不用物を有償で売却ならば売却の時点で廃棄物を卒業である。輸送費が売却価格を超えている場合でも、その物が有用性のあるものとして確実に活用されていれば、基本的には引き渡し時点で廃棄物を卒業となる。(規制改革通知17.3.25：事例4.「ビールかすの製薬原料化」参照)

排出者が自社発生不用物を売却目的で解体、選別することは自己処理となり中間処理業許可は不要である。

同じ行為を処理業者(収集運搬業)が行うことは、他人の廃棄物の処理に該当し、処理基準違反となる。

廃棄物に該当するかどうかの判断基準は、有償売却かどうかだけではない。

「その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価格の有無、及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである」とされている。

質問相談 2

- ①相談者：排出事業者
②相談案件：「自ら運搬」について
③相談内容：自社の廃棄物を自ら運搬する場合は許可車両不要というが「自ら運搬」の要件とは何か。

＝回答＝

「自ら運搬」とは、排出事業者が、自社の事業活動により発生した廃棄物を自社所有など使用権限のある手段(車両、船舶など)により目的場所まで運搬することである。これは廃棄物の収集運搬の許可を必要としない。

なお、使用権限とは車検証にて使用者名義が自社であることとしている。

長期リース契約に基づく借り上げ車両を自社にて運行する場合の運搬も一般的には「自ら運搬」とされる。

質問相談 3

- ①相談者：病院等の医療事業者
②相談案件：排出事業者の代理行為
③相談内容：清掃管理業務の委託会社が委任状により、産廃処理委託契約書の締

結当事者になれるか。

＝回答＝

廃棄物の排出事業者の処理責任は委任状で代理及び委任できない。廃棄物処理法では、処理責任の明確化のため、事業者は自らの廃棄物は自らの責任において処理をしなければならないと規定している。

質問相談 4

- ①相談者：産廃収集運搬業者
②相談案件：積替え用マニフェスト
③相談内容：区間委託先が4箇所以上にわたった場合、積替用のマニフェストには全てを記入出来ない。途中の区間を省略してよいか。

＝回答＝

積み替え用のマニフェスト伝票に記入出来ない場合でも、途中の区間を省略しないこと。同じ内容のマニフェスト伝票を追加使用し、Noを付した上で二枚にわたることを明示すること。

質問相談 5

- ①相談者：産廃収集運搬業者
②相談案件：トレーラーによる廃液運搬
③相談内容：・廃液のタンクをトレーラーにて埠頭まで運ぶ際に、船舶の運航上の都合で一時仮置きをする。これは保管積替え行為に該当か。
・同様に埠頭に運ぶ前に夜間駐車場に一晩駐車し留置する行為は保管積替え行為に該当するか。

＝回答＝

廃油を密閉性タンクに積載した車両を、船舶積み込み時まで、埠頭に留置保管する行為は、連続性のある収集運搬行為と認められている。

埠頭まで運搬する過程で、運転手が夜間に休息を取るための一晩駐車・留置する行為は収集運搬行為として連続性を有しており保管積替え行為とはならない。(平成17年3月25日付規制改革通知(環産第050325002号)参照)

質問相談 6

- ①相談者：排出事業者(作業服製造)
②相談案件：広域認定品を回収する際のマニフェスト伝票の扱い。
③相談内容：広域認定品(作業服)を回収し収集運搬する場合に、マニフェスト伝票は必要か。

＝回答＝

法令では広域認定を受けた廃棄物はマニフェスト伝票を不要としている。受渡し伝票等は処理確認のため必要。

なお、回答に対するご意見、ご質問等は東産協HPの問い合わせWEBにお寄せいただければ幸いです。

【<http://www.tosankyo.or.jp/>】

行政書士/賛助会員 北村 亨
(東京産廃協会 専任相談員)

(回答内容の実施にあたっては行政等に確認が必要な場合もあります。)



つ・ぶ・や・き 行政処分を受けた業者の対応 —「業許可の取消」の場合—

1. はじめに

ある業者から処理業の許可取消の行政処分を受けた件で相談を受けた。

業許可の取消原因は廃棄物処理法の欠格要件に該当したからである。具体的には家族経営の小規模処理業者で、社長の娘婿が役員をやり、その婿が酒を飲んだ場にて些細なことで暴行事件(傷害罪)を犯したことによる。

現行の廃棄物処理法では許可業者の役員は登記されており、刑法上の暴行傷害罪を犯し有罪が確定すれば欠格要件に該当し例外なく許可取消となる。

2. 許可取消による後始末は?

許可業者が法違反を犯し欠格要件に該当の場合、行政の立場では許可取消の行政処分により一件落着となる。

行政は許可を取消した業者側の事情までは斟酌できない。許可業者のその後の行方とか生活には責任がない。これは当然の事で納得せざるを得ない。

家族ぐるみで零細な処理業を営んでいた。親父と娘と娘婿と数人の従業員である。今さら他の職業に転換する知識もなければノウハウもない。

そこで相談先を必死に探し回り、薬をもつかむ思いで相談先を当たった。

相談される側が逆に悩んでしまった。何とか復活の隘路はないかと探ったり調べたりする以前の話だった。

結論は、廃棄物処理法の制度上の抜

け道はないと説明するのが精一杯だ。

3. 今後の生活の手立てはあるのか。

零細とはいえ、産廃物の収集運搬業で生活してきた業者にとっては、許可が無くても、明日からの生活の手段を確保しなければならない。

実は、当該業者の本業は土砂等を運搬する「ダンプ屋」であり、仕事は激減するが車両の稼働により少しは稼ぐことは可能である。ただし産廃処理業の許可が無いので、廃棄物に該当するがれき類などの産業廃棄物は絶対に取り扱わない事の注意を強調した。

4. 欠格要件の周知度のアップを!

処理業者の中には、許可取消により5年間は同一法人では許可申請は不可であり、当該法人役員はいずれの産廃処理会社の役員に就く事も出来ない事を認識していない業者も少なくない。

刑法の傷害罪有罪により許可取消となる事を処分通知を受領して初めて知るのは遅い。一方、これら零細な許可業者を退場させればそれで問題が解決するものでもない。業者の自己責任の範囲として行政は関知せずでは、同種の事件の再発防止が見込めない。

結論として行政と業界が協力し底辺業者をケアする施策の検討も必要ではないか。許可取消業者への更生プロジェクトなどは夢のまた夢の笑い話にさせない事を切に願う。(輪廻子)

みんなでお使い!

再生紙

新TSK会だより

<11月開催>第25回新TSK会ゴルフコンペ



参加者一同と優勝者の矢部社長

年3回行う「新TSK会ゴルフコンペ」の最終戦は、晴天の中、数々のプロトーナメントが開催されている総武カントリークラブ・総武コースにて、参加者5組がスタートしました。

私を含め1組目の加瀬氏(ワイエム興業)・加藤氏(加藤商事)・石田太平氏(太陽油化)の4名は、ハンディとしてバックティを使用したこともあり、私の成績は散々な結果に終わりました。キャディーさんからは「遅いグリーン」とアドバイスされていましたが、私にはかなり早く感じられ、また深い林に囲まれており、ショット・パ

◎成績上位者

順位	氏名	スコア1	スコア2	GROSS	HDCP	NET	NEWHDCP
優勝	矢部久子	45	46	91.0	24.0	67.0	13
準優勝	加瀬博章	41	40	81.0	7.0	74.0	5
3位	渡辺省吾	46	47	93.0	19.0	74.0	17
4位	石田正夫	45	46	91.0	14.0	77.0	
5位	石田太平	46	48	94.0	17.0	77.0	

ットとも正確さが要求されるレベルの高いコースだと思いました。

競技の結果は、矢部久子社長(丸順商事)がシニアとのダブル優勝を飾りました。火傷をされた指で頑張っておられましたので心配しましたが、誠にありがとうございました。シニアでは、渡辺氏(日本協力)、石田正夫氏(太陽油化)も5位以内入賞と、玄人の強さが発揮された大会でした。

また、回を重ねるごとに、下位にいた方々がスコアを伸ばしています。山下さん(スリーシープランニング)や浜中さん(日動エコプラント)に追いつくように、白井エコセンターの田上さん、木村さん、次回頑張ってください。

石田様には毎回賞品をご提供頂き、一同感謝しております。今回は参加者全員にお渡しすることができました。

さて、今回は来春、森林公園ゴルフ倶楽部(埼玉県)で開催する予定です。1月中にはご案内申し上げますので、ぜひ皆様ご参加下さい。

(幹事: 泉 記)

会員情報

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成22年8月31日発行）への掲載頁

(株)はとバスエージェンシー 218ページ
(No.155) 【旧代表者名】代表取締役社長 青木 照雄



【新代表者名】代表取締役社長 高崎 秀彦

(有)浜田商事 91ページ
(No.6032) 【旧住所】〒155-0032 東京都世田谷区代沢4-28-9



【新住所】〒155-0032 東京都世田谷区代沢4-44-12

(株)リスト 117・118・187ページ
(No.9013) 【旧代表者名】代表取締役 遠藤 邦教



【新代表者名】代表取締役 遠藤 重雄

(株)ケイ・エム環境 149・197ページ
(No.2175) 【旧代表者名】代表取締役 宮田 清



【新代表者名】代表取締役 宮田 仁史

(株)アクアホーム 137・138ページ
(No.1183) 【旧住所】〒181-0002 東京都三鷹市牟礼2-11-4

【旧電話番号】0422-49-6548

【旧FAX番号】0422-49-6549



【新住所】〒176-0001 東京都練馬区練馬1-5-4

【新電話番号】03-5946-9417

【新FAX番号】03-5946-9427

京浜協同清掃(株) 58・173ページ
(No.2033) 【旧代表者名】代表取締役 加藤 辰男



【新代表者名】代表取締役 加藤 肇

～協会の主な今後の日程～

(平成23年1月6日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
1	11	火	東京都廃棄物審議会 16:00～	都庁第二本庁舎31階21
	12	水	常任理事会13:30～/第284回理事会14:30～/法制度検討会16:00～	協会会議室
	13	木	安全衛生推進委員会 16:00～	協会会議室
	14	金	全産廃連:第139回理事会/新年賀詞交歓会 18:00～	明治記念館
	19	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
			医療廃棄物委員会 13:30～	協会会議室
	21	金	青年部幹事会 13:00～/勉強会15:00～	協会会議室
	25	火	青年部関東ブロック幹事会	協会会議室
			東京都主催第1回「(排出者向け)産業廃棄物適正処理推進セミナー」14:00～	東京都トラック総合会館
	26	水	東京都主催第2回「(排出者向け)産業廃棄物適正処理推進セミナー」14:00～	東京都トラック総合会館
28	金	全産廃連:全国正会員事務局責任者会議 13:30～	アジュール竹芝	
		第54回定時総会 16:30～/賀詞交歓会 18:00～	青山ダイヤモンドホール	
2	1	火	全産廃連(関東地域協)「改正廃棄物処理法説明会」第1回目 13:00～	よみうりホール
	2	水	東京都主催第3回「(排出者向け)産業廃棄物適正処理推進セミナー」14:00～	東京都トラック総合会館
	4	金	平成22年度「産業廃棄物処理実務者研修会(基礎コース)」	ベルサール西新宿
	10	木	収集運搬委員会 15:30～	協会会議室
			女性部関東地域交流会(主催:埼玉県協会女性部会)	大宮サンパレス
	16	水	〈処理業者対象〉平成22年度「医療廃棄物処理従事者研修会」	都民ホール
	18	金	青年部幹事会 15:00～	協会会議室
	22	火	常任理事会 15:00～	協会会議室
	23	水	PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会	ベルサール西新宿
			東京都主催第4回「(排出者向け)産業廃棄物適正処理推進セミナー」14:00～	東京都トラック総合会館
24	木	東京都主催第5回「(排出者向け)産業廃棄物適正処理推進セミナー」14:00～	東京都トラック総合会館	
25	金	全産廃連:第13回全国正会員・理事長会議	鹿児島県	
		都共催:平成22年度第4回産業廃棄物処理業者講習会	都民ホール	
28	月	〈会員対象〉第3回安全衛生研修会「リスクアセスメント推進研修会」13:30～	神田グリーンホール	
3	2	水	全産廃連(関東地域協)「改正廃棄物処理法説明会」第2回目 13:00～	よみうりホール
	9	水	常任理事会13:30～/第285回理事会14:30～/法制度検討会16:00～	協会会議室
	17	木	女性部幹事会 15:00～	協会会議室
	22	火	常任理事会 15:00～	協会会議室
	26	土	〈医療機関対象〉平成22年度「医療廃棄物適正処理研修会」	都民ホール



廃棄物処理法は平成22年5月19日に改正・公布され、付随する政令が同年12月17日に正式に閣議で承認され、平成23年4月1日から法律とともに施行される。しかし、環境省令がまだ改正・公布されていないので、微妙なところで確定的にいけないところがあるが、追って近い将来、環境省令も正式に改正・公布されるはずなので、本号から、数回に分けて、その改正の内容と実務に及ぼす影響について勉強しよう。

その法律の改正の内容は、以下のとおり整理できる。

- 1 事業者の責任強化に関する改正
- 2 処理業者の責任強化に関する改正
 - (1) 処理業に関する改正
 - (2) 処理施設に関する改正
 - (3) 法人の刑の重罰課に関する改正
- 3 その他に関する改正

問1 なぜ事業者の責任を強化する必要があるのですか。

答 事業者の責任を強化する必要性は、次の諸点にある。

- 1 事業者が、自分自身に処理責任があ



弁護士

芝田 稔 秋

法律相談

改正で廃棄物処理法はどう変わったか (1)
事業者の責任と産業廃棄物処理業者の責任の強化

ることの自覚が薄く、処理がルーズな場合が多く、不法投棄も多いこと

産業廃棄物はそれを排出した事業者が自ら処理する責任があると法律で規定されてから40年も経つのに、未だに多くの事業者に自己処理責任の自覚が薄く、処理業者に委託さえすれば簡単に責任が免れるものだという認識しか持っていない事業者が多いので、従って安くても料金さえ払って委託すれば責任はなくなるという程度の事業者が多い。そのため、事業者の自己処理責任の自覚を促し、認識を強く改めさせる必要がある。

また、事業者による不法投棄が意外に多く、統計によると、不法投棄の全件数の51%もあるといわれているので、以前から、事業者責任を強化はしているが、まだまだ不十分のため、平成22年5月の改正で、さらに強化されることになった。

2 事業者に対する監督機関・監督制度がないこと

事業者が自己処理責任についての自覚が薄いには、産業廃棄物処理業者に対しては許可制度に基づく都道府県知事や政令市長による監督制度があるのに対し、事業者には、都道府県知事・政令市

長その他の誰からもその処理の仕方について指導・監督を受ける法的制度が整っていないためだと考えられる。

それなら、そういう教育システムを構築すればよいと思うが、なかなか制度化されないのが実情である。差し当たり業界単位での勉強会・研修会を促進することであろう。

大手の会社は相当進んでおり、リサイクルを真剣に考えて実行している会社も多い。しかし全体からすると数が少ない。

また、廃棄物処理法は大量に出る廃棄物を前提とした規定が殆どであるため、少量しか排出しない事業者にとっては、廃棄物処理法の義務規定は実感が伴わず、〈自分たちまで、そんなことをしなければいけないのか〉という疑問を持っている事業者がかなり居るのが実情である。感染性廃棄物などはその典型である。

もっとも感染性廃棄物の場合は、病院や医院が主体なので、病院団体や医師会などの組織で教育・研修が出来ることになっており、東京都内はそういうシステムがかなり普及してきたが、処理の実際となると、従前のコンプライアンスの不十分な業者との委託関係がなかなか断ち切れず、改革が進まないようである。

3 事業者の責任強化が処理業者の法令遵守を促進する

事業者の責任を強化すれば、産業廃棄物処理業者の法令遵守を促進する効果がある。

処理業者に法令遵守（コンプライアンス）を強く期待して、行政処分等の責任を強化したり、刑事責任（罰則）を重くしても、規定通りの効果は現れないのに、事業者の責任を強化すると効果が表れる

という現象がある。

なぜかという、事業者の責任が強化されれば、事業者が法律違反の責任を問われないよう処理業者に対する管理・監督を厳しくするため、処理業者は事業者から仕事を解約されるのを怖がって、事業者の指示や注意をよく聞くからである。法の規定よりも、事業者からの注文や指示の方が、処理業者には効きめがあることがわかる。

こうして、処理業者のコンプライアンスを強化するためにも、事業者の責任を強化する必要があるといえる。

問2 事業者の委託者としての責任の強化についての改正には、どんなものがありますか。

答 事業者の「委託者としての責任」の強化についての改正には、以下の諸点がある。以下に改正された条文を載せるが、改正された箇所にアンダーラインをつけることにする。

1 マニフェストの写しの保存義務

第12条の3（産業廃棄物管理票）
第1項 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第12条の5第1項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあっては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処

分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。

第2項を追加

第2項 「前項の規定により管理票を交付した者は、当該管理票の写しを、当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない。」

【解説】

紙マニフェストの場合には、今までの規定では、排出事業者は、収集運搬業者または処分業者（受託業者）から“返還されてきたマニフェスト”の写しについては保存義務が規定されているが、最初に発行するマニフェストについては、法律には何も規定はなかった。

その結果、最初に発行したマニフェストの控え（写し）が保存されていないため、返還されたマニフェストとを照合して、同一性や適合性や違反の有無を確認することができないので、今回の改正で、排出事業者は発行したマニフェストの控え（写し）を取っておかなければならないという保存義務が課されたのである。

中間処理業者はもともと二次マニフェストを発行しなければならないが、この規定によって、中間処理後の廃棄物については、発行した二次マニフェストの控え（写し）を保管していなければならない。

改正の形式的な理由は上記のとおりであるが、実はもっと悪質な実態があるために今回の改正となったといわれる。

本当は、事業者（中間処理業者も含む）は、厄介な物、有害物が入っていて処理が困難なものなどを委託したとき、わざ

とマニフェストを書かないということがあつたらしい。つまり、委託はしていないということにするのだ。そこに不透明な部分が隠されているわけである。《マニフェストがないから、委託もない》ということに見せるわけだ。

たとえば、トラック10台の産廃を委託したならマニフェストも10部発行しなければいけないのに、トラック6台分のマニフェスト6部しか発行せず、それ以上の廃棄物の委託はないということにするのだ。

それでは真の委託の実態が隠されてしまい、不法投棄や不適正処理がなされる虞がある。このため事業者はマニフェストの写しを全部保存しておけということになるわけである。保存期間は、環境省令によって「5年間」と決まるだろう。

そうすると、保存する書類がまた大きく増えることになる。電子マニフェストへの転換・促進ともなる（環境省令）。

2 マニフェストの交付を受けないときは、産廃も受け取るなどという改正

第12条の4（虚偽の管理票の交付の禁止）の規定の中で、第2項が改正された。

第12条の4第2項 「前条第1項の規定により管理票を交付しなければならないこととされている場合において、運搬受託者又は処分受託者は、同項の規定による管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。

ただし、次条第1項に規定する電子情報処理組織使用事業者から、電子情報処理組織を使用し、同項に規定する情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告すること

を求められた同項に規定する運搬受託者及び処分受託者にあっては、この限りでない。」

【解説】

マニフェスト制度は、事業者は、産業廃棄物の収集運搬または処分を委託するときは、廃棄物の引渡しと同時に、必ずマニフェストを発行せよという原則を作り、廃棄物からみた「産廃の移動」と「マニフェストの移動」とを一致させる仕組みを作った。

そこで、マニフェストの交付は受けたが産廃は受けていないとか、マニフェストの交付は受けずして産廃だけ受けるとか、両者がチグハグになることを防ぐ必要があり、この規定の改正は、マニフェストから見た産廃の移動とマニフェストの移動とを一致させるという改正である。表と裏から規定したものである。

マニフェストだけ揃えて、マニフェストがあるから委託と受託は完璧だと装うのをなくそうという狙いである。

但し電子マニフェストの利用者には、この規定は適用されない。この点からも電子マニフェストの利用の奨励となっている。

3 事業者の監督的責任の強化に関する規定の改正

法12条7項・12条の2第7項（事業者の処理の状況に関する確認の努力義務）「事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行ない、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に

行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

【解説】

① 事業者は、その委託した収集運搬・中間処理・最終処分を行う処理業者に対して、処理法上の事業者の責任を果たすために“監督的責任”がある。

しかし“直接の”監督・指揮権はない。なぜなら、産業廃棄物処理業者は事業者の使用人ではないこと、処理業者は独立の企業であること、特定の排出事業者だけの産業廃棄物だけを処理しているのではなく、多くの事業者から委託を受けて、同時に処理・処分を行っているからである。

ただ事業者は間接的であれば、収集運搬業務や処分業に対して注文や指示や要請はできるし、またしないわけにはいかない。処理業者は、間接的な注文や指示に対しては、すなおに対応して適正処理をする義務がある。

その場合の指示・監督は自分の委託した廃棄物だけについてだけするのか、広く一般的にするべきか、問題である。自分の物だけ早く指図すれば、順番を狂わせて困るだろう。数社が来て、それぞれ注文を出されると混乱する。個別・具体的な指揮・監督はすべきではないと考える。

② 〈事業者の責任は、処理業者に委託して金を払えば、それで終わりだ〉という考えがあれば、それは誤りであり、最終的に処分が完了するまで事業者には責任がある、事業者は処分が完了するのを見届ける責任があることを認識し、それゆえ、事業者は処理業者に対して、適正な処理を行うよう、間接的に指導・監督する権限と義務があり、このような監督的責任を実行させるために、今回の改正

となった。

これまでも、事業者には「当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」という努力義務が課されていたのであるが、「当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い」という部分がなかったため、適正処理に必要な措置を講ずる努力義務を尽くすためには、前提的な処理状況の確認がないと実行できないという理論的懸念から、処理状況の確認の努力義務が規定されたのである。但し、いずれも厳格な法的義務ではなく、“努力義務”である。

③ しかし、今回の確認義務がどの程度、実現されるか、規定の実効性は疑わしい。

なぜかという、処理の状況を確認する努力義務を果たすためには、事業者が中間処理業者や最終処分場まで行って検分しなければならないが、はたして処理の仕方について、業者の社長や工場長に尋ねても、適正か不十分かの見分けが出来るだろうか疑問である。

たまたま中間処理業者の工場に行ったときに、自分が委託した廃棄物が工場の片隅に置いてあったとか、物が現認された場合は、これを今後どうするかと質問するなどして、「処理の状況」の確認ができるだろうが、そういう偶然のケースはめったにないのであり、通常は、自分の廃棄物は大量の保管物の中に紛れていて、どれが自分の廃棄物か全然見分けが出来ない状況になっているか、処理の工程に入っていて見分けが出来ないとか、あるいは処理済かもしれないからである。

④ こういう規定を設けたとしても、實際上、排出事業者が産業廃棄物の収集運搬・処分の状況に関する確認を行うことは、非常に困難であり、特に中小・零細な規模の排出事業者や、微量の感染性廃棄物の排出事業者は困難である。

たとえば埼玉のお医者さんが自ら北海道だ（水銀の処理）、埼玉県内の廃プラの処理工場などと廻るものではない。処理施設を訪ねて廻るのは時間と労力・手数からして、とても無理である。結局、専門的知識を持つコンサルタントや、処理業者本人から訊いて確認するだけとなり、現在のマニフェストが返って来ること以上に、どれだけしっかりしたものになるか、わからない。

⑤ 従って、この規定から直ちに法的な効果を期待するのではなく、〈工場見学のようなことでもよいから、たまには行って見て、処理の状況を観察してみなさい、そうすれば何かが判るから〉という程度の軽い気持ちでの見学の教えだと解釈する方がよい。

ぶらっと訪ねて行って見るだけでも、必ず外観から得るものもあるから、一度、見物に行くことを勧める。“百聞は一見にしかず”である。

工場の整理整頓がよくできているか、ヤードがきれいか、ゴミがあちこち散乱していないか、従業員の礼儀作法はどうか、挨拶はよいか、言葉使いはどうか、制服は着ているか、廃棄物はヤードにっぱいに山積みされていないか、保管の仕方は乱雑でないか、廃棄物の分別状況はどうか、外観からも得るものがあるはずである。

外観だけからでも、処理の仕方が適正であり、安心して委託を続けてもよいと

か、このような処理の仕方では適正な処理とは思えない、何かいい加減なところがある、心配だから2～3ヶ月のうちには取引をやめようとか、何かが判ると思う。そうして、処分業者に気になる点を尋ねてみることもできよう。「処理の状況」とは、厳密な意味での処理の仕方ではなく、この程度の「業者の工場の状況」と考えればよい。

従業員に対する社内教育はどうしているか、法令の勉強会は行っているか、協会に入っているかなどを尋ねることもできる。付近の住民の評判はどうか、行政側の見方を聞くなどして、業者の評判を調べることもできる。

これが、業者の優良性を見分けるための排出事業者の真の努力である。

4 処理業者からの困難の通知による対応義務（新設規定）

第14条 第13項・第14項

第14条の4 第13項・第14項

第13項 「産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、その旨を当該処理を委託した者に通知しなければならない。」

第14項 「産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通知をしたときは、当該写しを当該通知の日から環境省令で定める期間、保存しなければならない。」

第12条の3 第8項 「……管理票交付者は、第14条 第13項・第14条の4 第13項の通知を受けた者は、速やかに処理の状

況を把握するとともに、適切な措置を講じなければならない。」

【解説】

事業者から産業廃棄物の収集運搬や産業廃棄物処分業者が、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となる事由が生じたときは具体的にどんな場合かについては環境省令で定められることになっているが、処理業者が経営不振などで、委託された廃棄物を自らは処理できないとギブアップしたら、その旨を委託者（排出事業者や中間処理業者）に通知する義務を課し、通知を受けた事業者が速やかに自ら処理するなどの即応体制を作れるようにしたものである。

そこで、通知を受けた排出事業者は、速やかにその物のある場所に臨んで確認した上、自ら引取って処理するか、別の業者に処理させるなど、適切な対応をしなければならない。これは、新しい制度である。

その場合の委託料金の清算などは、ここには記載されていないが、当然、そういう清算が伴うであろう。しかも、経営不振から処理困難になったのであれば、ある排出事業者一社だけの問題ではないはずだから、100社近い事業者からの廃棄物が滞留しているであろう。

その滞留している廃棄物が、どの会社の廃棄物であるか、見分けができるだろうか、問題である。大量に山積みされている場合、到底見分けはつかないであろう。事業者が引取らなければならないとすると、今度は、事業者同士の責任の分担をどうするかの問題に発展するであろう。

お江戸ぶらぶら歩る記



＝お江戸の名所旧跡＝

池上七福神めぐり

あけましておめでとうございます。
今年もどうぞよろしくご愛読の程お願い申し上げます。

新年号は恒例のように七福神巡りをお送りしますが、今回は大田区池上にある七福神です。

ここは日蓮聖人700遠忌（回忌）を記念して池上観光協会の発案により昭和56年に発足したもので、都内の七福神巡りとしては最も新しいマイナーなものだが、池上といえば、“本門寺”といわれるほど日蓮聖人御入滅の霊所である本門寺の門前町として発展した町で、10月の11, 12, 13日にに行われる“お会式”は盛大なお祭りとして広く知られている。

この七福神の祀られている寺院の多くは本門寺ゆかりのもので、本門寺を囲むような配置となっている。従って、お参りするにも蒲田と五反田の間を走る東急池上線の池上駅から始め、池上駅に戻るコースが一般的とされており、約3時間で回ることができる。

記者もこのコースを選び、まず池上駅からスタートしたが、七福神の教義を仏典では“七難即滅・七福即生”と説いているように、七つの災難が幸福

に転化するという有難い教えを載し、まず他の6ヵ所とはやや離れ、独立的に位置している布袋尊を祀る曹禅寺から次の順でお参りした。

① 布袋尊 曹禅寺 そうぜんじ ほていぞん 池上7-22-10



本堂に祀られる布袋尊

曹禅寺は大乗山と号する曹洞宗の寺で、ここに福德、円満、忍耐を授ける弥勒菩薩の化身神である布袋尊が祀られている。曹洞宗のご本尊は釈迦牟尼佛であるが、本堂に別に布袋尊がお祀りされている。

東急池上線の池上駅で下車して改札を出て直ぐの商店の並ぶ道を左に進み100メートルも進むと、左手に踏切があるが、この道を真っ直ぐ進んでいくと右手に七福神の布袋尊を祀る曹禅寺がある。ここで色紙を購入して所定の位置に参拝の証となるゴム印を押して次に進む。

② 毘沙門天 微妙庵 みみょうあん びしゃもんてん 池上3-38-23

再び池上駅に戻り、駅前の中国料理



水中毘沙門天を祀る微妙庵

の菜香楼とくず餅の浅野屋との間の広い道を左に行くと信号を二つ過ぎたところの右側に徳持神社がある。

神社を過ぎた一つ目の道を右折すると直ぐのところの右手に小じんまりとした微妙庵が或る。庵の示すように立派な寺院ではないが、ここに祀られる毘沙門天は威光と財宝授与の北方守護の武将とされる。

この毘沙門天はその昔、東京湾で漁をしていたときに網にかかったとされ、海中毘沙門天として崇められている。

③ 大黒天 馬頭観音堂 ばとうかんのんどう だいこくてん 池上3-20-7



お堂左側に祀られる大黒天

微妙庵を出てやや北上するとガソリンスタンドがあり、ここは1号線がとおる。

その先に池上警察署があるが、裏手の小高い丘に馬頭観音堂が祀られており、ここに米俵を踏まえる有福の台所守護人とされる大黒天が祀られる。こゝも馬頭観音のお堂なので敷地も建物

も小さなもので、お堂の中に大黒天が観音像と共に併祀されている。馬頭観音は観音像の中では唯一怖い顔をされた観音様で、何故ここに大黒天が祀られているかは堂主不在の為明らかに出来なかった。

④ 弁財天 巖定院 いんじょういん べんさいてん 池上2-10-12



石造りの弁天宮

巖定院は“ごんじょういん”と読み、池上署から1号線を西馬込方面に進み、バス停・国道口のやや先の信号を右折し本門寺に行く道の途中にあり、正応2年

(1289) 本門寺2世・日朗聖人の直弟子、巖定院日尊聖人が開創。天文5年(1536)西谷の西之院の隣りにあった成就坊と合併、現在地に堂宇を構えたと伝えられる。成就坊の境内にあつた芸術、弁舌、才知、財宝を司る女人神の弁財天を池上七福神として石造りの弁天宮にお祀りしている。

大正9年(1920)巖定院41世・山田潮栄上人が「子育て鬼子母神」を勧請し、昭和6年(1931)本門寺惣門前に別院として鬼子母神堂が建立された。

⑤ 福祿寿 本成院 ほんじょういん ふくろくじゅ 池上1-35-3

本成院は本門寺正面の参道に面して存在する。弘安5年(1282)日蓮上人の直弟子・日向聖人の庵室として開創、はじめは池上の北谷の池「とどめき」



という所にあり、北の坊又は喜多院とも呼ばれた。

その後、本成院には福祿寿を祀る東谷にあった本成坊が廃寺となり、これと合併、再興された。慶長年間（1596～1615）本門寺13世・日尊聖人の陰棲地として整備されたが、宝永年間（1716～1736）に火災で焼失、享保年間（1716～1736）に現在地に移り再興、本成院と称するようになった。

ここに福と寿命を授ける老人神である福祿寿が祀られている。

6 寿老人  **妙見堂** みょうけんどう
じゅろうじん 池上1-31-11



本門寺の国宝、五重塔脇からも地続きで行かれるが、池上会館脇の109段の石段・妙見坂を登ったところに妙見堂があり、ここに長寿と学を授ける寿老人が祀られている。

坂下にある標柱によると「大日本名所図会には、妙見堂、妙見坂の上であり、妙見大菩薩を安置す。寛文4年（1664）紀伊頼宣卿の造立せし所なり。即ち、照栄院の鎮守とす。坂名はこれに因む。また、照栄院には元禄期に南谷檀院が設立された。本門寺に寄進さ

れた妙見菩薩立像は、後に檀林の守護鎮守として坂上のお堂に移された」と伝えられている。

この立像は、国宝とされるが非公開。

7 恵比寿  **養源寺** ようげんじ
えびす 池上1-31-1



妙見坂を下ってきて旧池上通りに出て左に行くと日朗菩薩草庵跡の大きな石

碑があるが、ここが照栄院で、その隣が商売、漁業繁栄、家庭円満の福の神、恵比寿さまを祀る養源寺である。

慶安元年（1648）松平右京大夫隆政の母、養源院殿妙莊日長大姉の発願により、荏原郡浜竹村にあつた本成寺を松平家の所有地であった当地に移し養源寺と改称、開山に本門寺18世・日躍聖人を迎えた。享保4年（1719）同6年（1721）の二度、8代将軍吉宗が鷹狩の際には御膳所になったという。文化元年（1804）火災で全焼し、以後、智海院日勝尼を初代として、昭和20年（1945）までは尼僧寺であった。

池上七福神の一つ恵比寿様を祀る。

これで池上七福神を廻り終わり、名物・浅野家の葛餅を土産に「今年もいい年である」ことを念じ、池上線・池上駅から帰途についた。

（この項終り、明記）

事務局だより 新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、穏やかな初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

本年も事務局一同一致協力して、縁の下力持ちとして皆様にご貢献できるよう頑張っておりますので、ご支援・ご協力の程よろしくお願い致します。

2011年の幕開けですが、関東地方を除いた日本列島は、記録的な寒波と大雪に見舞われておりますが、如何お過ごしでしょうか。

我が家では、新たな家で家族が揃って迎える最初の正月ということもあり、ある意味で感慨深いものがございます。

今年は厳しい寒さに見舞われたがゆえに、家から久しぶりに素晴らしいご来光を仰ぎみることができ、年初めにあって身の引き締まる思いと気の高まりを身体一杯に感じ取ることが出来ました。

また、1年の祝いとして行われる正月用の飾り

付けや鏡餅・おせち料理の支度など、年老いた母も嬉しそうにこなしている姿を目の当たりにして、昨年出来なかつただけに本当に良かったと感じております。

そんな今年の抱負ですが、職場はもとより個人的にも今年は「卯年」なので、ある企業のトップも述べておりましたが、聞く耳を大きく聞き、多くの方々の声を十分に聞き、しっかりした判断を行い、大胆さに溢れた行動を行っていきたくと考えております。（途中で眠らないような慎重さをもって！）

そして、何においても「日本や世界経済が2段・3段跳び」とまでは行かないまでも、ジャンプするぐらいまでには立ち直ってもらいたいものだと祈願しております。

それには、日本のトップリーダーたる人達、大いなる自信と稜稜たる気骨をもって、荒波に立ち向かう（国内外）日本丸の舵を執ってほしいものです。

（木村）

編集後記

新年明けましておめでとうございます。今年も引き続き、広報委員会を宜しくお願い致します。干支は卯です。飛躍の年としましょう。

さて、一回り前の卯年の出来事を振り返りますとユーロのデビュー、日銀のゼロ金利、日産とルノーとの提携、松坂大輔投手のプロ・デビュー、ガソリンが90円、ダイオキシン類対策特別措置法、国旗国歌法、東海村・臨界事故、パナマ運河の返還等が記録されていきました。自然現象では大雨洪水の被害が多かったようです。

今年はどうのような出来事があるのでしょうか。神のみぞ知るではなく、皆の努力で出来得ることは成し遂げようではありませんか。温故知新ではございませんが、過去の経験は物事の進歩の糧となります。記憶を精査し、過ちが起きないように断続の努力をしなければならぬと想います。

協会も高橋会長のもと、新体制の2年目を迎えます。昨年会長の示された事柄を実行し、効果をあげる年としなければなりません。広報委員会としても会長の方針をさらに付度し、正確な情報を皆様にお届けして参ります。協会はまもなく、30周年を迎えます。その先、50年、100年と歴史を刻んでいくためには、協会員数の増強は避けて通れないところですが、皆様に積極的に協会活動に参加頂き、更に多くの新会員の皆様を迎えることが出来るようにしていきたいと存じます。広報の内容も時代の要請に応えられるよう逐一、改めて参ります。ご意見、ご要望がございましたら、事務局へどしどしお寄せ下さい。

どうか、今年も昨年にも倍旧のご支援とご鞭撻をお願い申し上げます。

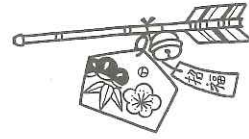
（乙顔）

とうきょうさんぱい 2011 第245号

発行人 高橋 俊美
企画・編集 広報 委員 会
発行所 東京都産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
http://www.tosankyo.or.jp/
E-mail; info@tosankyo.or.jp
印刷 皆川美術印刷株式会社

謹賀新年

2011年 元旦



<p>常任理事 (株)五十嵐商会 代表取締役 五十嵐和代 東京都練馬区三原台二一一―二七 電話 ○三―(三九二二)―七五四七</p>	<p>常任理事 (株)東亜オイル興業所 代表取締役 碩 孝光 千葉県八千代市上高野一七二八―五 電話 ○四七―(四八五)―七二六〇</p>	<p>副会長 (株)三凌商事 代表取締役 長 赤石賢治 東京都町田市木曾東一―三四―六 電話 ○四二―(七二六)―二六四七</p>	<p>会長 高俊興業(株) 代表取締役 高橋俊美 東京都中野区新井一―一―二 電話 ○三―(三三八九)―八一―</p>
<p>理事 大谷清運(株) 代表取締役 二木玲子 東京都葛飾区水元一―三一―三 電話 ○三―(三六〇〇)―五五六一</p>	<p>理事 比留間運送(株) 代表取締役 比留間久仁男 東京都武蔵村山市中央二―一八―三 電話 ○四二―(五六五)―一三三六</p>	<p>理事 イズミロジスティックス(株) 代表取締役 泉 昌男 東京都江戸川区北葛西四―二―二 電話 ○三―(五六九六)―四七一―</p>	<p>常任理事 加藤商事(株) 代表取締役 長 加藤宣行 東京都東村山市恩多町一―二―三 電話 ○四二―(三九二)―一〇〇一</p>
<p>名誉会長 日栄産業(株) 代表取締役 吉本昌且 東京都大田区京浜島三―五―二 電話 ○三―(三七九〇)―七四〇〇</p>	<p>理事 成友興業(株) 代表取締役 細沼順人 東京都あきる野市草花一―四一―一 電話 ○四二―(五五八)―四二―</p>	<p>理事 (株)京葉興業 代表取締役 鈴木宏和 東京都江戸川区篠崎町一―四〇―二 電話 ○三―(三六七八)―〇一一―</p>	<p>理事 相田化学工業(株) 代表取締役 相田英則 東京都府中市南町六―一五―一三 電話 ○四二―(三六八)―六三一一</p>

謹賀新年

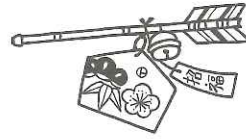
2011年 元旦



<p>正会員 (株)朝田商会 代表取締役 真田一伸 東京都千代田区丸の内三―四―一 電話 ○三―(三二二三)―九四五―</p>	<p>正会員 (株)アクアホーム 代表取締役 安保貴史 東京都練馬区練馬一―五―四 電話 ○三―(五九四六)―九四一七</p>	<p>正会員 (株)アイティリンク 代表取締役 三上育子 東京都足立区千住宮元町二八―六 電話 ○三―(三八八)―三六七七</p>	<p>正会員 (有)アーク 代表取締役 志賀教夫 埼玉県吉川市保一―四―七 電話 ○三―(三五二二)―五六六五</p>
<p>正会員 有明興業(株) 代表取締役 松岡和人 東京都江東区若洲二―八―二五 電話 ○三―(三五二二)―一九一一</p>	<p>正会員 (有)アベマキ 代表取締役 阿部真樹 東京都足立区東和二―二四―一七 電話 ○三―(五六九七)―六六四二</p>	<p>正会員 アトラス商事(株) 取締役社長 上田喜昭 東京都目黒区祐天寺二―一―一〇 電話 ○三―(三七一〇)―六三九〇</p>	<p>正会員 (株)アサヒ開発 代表取締役 岡田康裕 神奈川県横浜市瀬谷区二ツ橋町三八―一 電話 ○四五―(三六九)―七七五一</p>
<p>正会員 (株)ウチダ 代表取締役 内田一二三 埼玉県ふじみ野市駒林一八 電話 ○四九―(二六三)―九七七七</p>	<p>正会員 (株)市川環境エンジニアリング 代表取締役 石井邦夫 本社 千葉県市川市田尻二―一―二五 電話 ○四七―(三七六)―一七一― 東京支店 東京都中央区八重洲二―六―一五 電話 ○三―(三三四二)―〇〇〇二</p>	<p>正会員 (株)アンテック 代表取締役 小田切 肇 東京都千代田区神田須田町二―一―一 電話 ○三―(五二九八)―七八五〇</p>	<p>正会員 (株)アンカーネットワークサービス 代表取締役 碓 隆司 東京都葛飾区新宿三―九―一五 電話 ○三―(三六〇〇)―五八七三</p>

謹賀新年

2011年 元旦



<p>正会員 浦野産業(株) 代表取締役 浦野知昭 東京都あきる野市草花七二〇―八 電話 〇四二―(五五八)―九五六三</p>	<p>正会員 栄和清運(株) 代表取締役 花形匡晃 東京都杉並区堀ノ内二―一―三二 電話 〇三―(三三三)―二二八二</p>	<p>正会員 栄和リサイクル(株) 代表取締役 金城虎一 東京都新宿区西早稲田二九―六東急エールビル2F 電話 〇三―(五二七三)―四四四六</p>	<p>正会員 エコシステムジャパン(株) (DOWAエコシステムグループ) 代表取締役社長 佐伯裕治 東京都千代田区外神田四―四―一秋葉原UDXビル22F 電話 〇三―(六八四七)―七〇一〇</p>
<p>正会員 株)エコ・ファクトリー 代表取締役 有田一成 東京都稲城市大丸一四三四―三 電話 〇四二―(三七九)―〇〇一三</p>	<p>正会員 株)エコワスプラント 代表取締役 浅尾洋和 東京都西多摩郡日の出町平井三四―一 電話 〇四二―(五八八)―〇〇七二</p>	<p>正会員 株)江添 代表取締役 江添浩 東京都江戸川区上一色二―三―一 電話 〇三―(三六五五)―五四七八</p>	<p>正会員 エヌエス・ユシロ(株) 代表取締役社長 坂口純則 神奈川県川崎市川崎区扇町六一―二 電話 〇四四―(三六六)―一七八一</p>
<p>正会員 恵比寿産業(株) 代表取締役 方城寿代 東京都八王子市東中野四八〇―二 電話 〇四二―(六七六)―六〇〇〇</p>	<p>正会員 株)エムコ 代表取締役社長 岡哲夫 東京都港区元赤坂一七―一〇元赤坂ビル5F 電話 〇三―(三七四六)―七六八一</p>	<p>正会員 オーエム通商(株) 代表取締役 岡村睦夫 東京都八王子市小津町一〇六一― 電話 〇四二―(六五一)―二七二七</p>	<p>正会員 大久保興業(株) 代表取締役 大久保憲 東京都府中市天神町三―一―一 電話 〇四二―(三三四)―三四五一</p>

謹賀新年

2011年 元旦



<p>正会員 株)小野組 代表取締役 小野仁 東京都江戸川区東小松川三―二六―七 電話 〇三―(三六五四)―七三六七</p>	<p>正会員 株)オネスト 代表取締役 山本正直 東京都江東区新木場四―三―二六 電話 〇三―(三五二二)―五三〇〇</p>	<p>正会員 太田商事(株) 代表取締役 太田敦子 東京都府中市四谷五―一三―一四 電話 〇四二―(三六八)―三八〇〇</p>	<p>正会員 (有)大空土木 代表取締役社長 渡部三郎 東京都武蔵村山市伊奈平五―四三―六 電話 〇四二―(五六〇)―五七七一</p>
<p>正会員 株)力ネテツ 代表取締役 阿部正二 東京都足立区入谷九―五―一〇 電話 〇三―(三八九九)―一〇〇〇</p>	<p>正会員 株)要興業 代表取締役 藤居秀三 東京都豊島区池袋二―一四―八池袋NSビル 電話 〇三―(三九八六)―五三四一</p>	<p>正会員 (有)金井商会 代表取締役 横山茂 東京都町田市金井町二五六三 電話 〇四二―(七三五)―五六七七</p>	<p>正会員 株)加藤商事 代表取締役 加藤敬 東京都狛江市東野川二―一四―二 電話 〇三―(三四八〇)―五一一一</p>
<p>正会員 株)環境テコム 代表取締役 高橋俊夫 東京都板橋区仲宿二七―三 電話 〇三―(五九四三)―二〇二〇</p>	<p>正会員 株)環境システムサービス 代表取締役 加藤美智 東京都八王子市横川町一〇七六 電話 〇四二―(六二五)―八二二〇</p>	<p>正会員 株)環境技研 代表取締役 能登祥文 東京都板橋区板橋四―一―一七 電話 〇三―(三九六二)―一七七一</p>	<p>正会員 株)川上商店 代表取締役 川上聖順 (Jサイクルセンター) 東京都稲城市大丸一四六二―九 電話 〇四二―(三七九)―〇〇三三</p>

謹賀新年

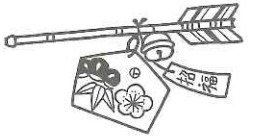
2011年 元旦



<p>正会員 (株)神戸商店 代表取締役 神戸 純 東京都葛飾区東金町一―三八―六 電話 〇三―(三六二七)―七八七九</p>	<p>正会員 (株)共同土木 代表取締役 岡林 靖幸 埼玉県上尾市原新町六一四五 電話 〇四八―(七七二)―七九七三</p>	<p>正会員 (株)キョクジユウ 代表取締役 引地 剛之 埼玉県川口市戸塚三―二六―二〇 電話 〇四八―(二九〇)―五五二〇</p>	<p>正会員 (株)キンセイ 代表取締役 宇田川 幸彦 東京都新宿区上落合三―二三―一二 電話 〇三―(三三六)―五六七五</p>
<p>正会員 (株)クマクラ 代表取締役 熊倉 徹 埼玉県新座市畑中三―一―五 電話 〇四八―(四七九)―〇三九一</p>	<p>正会員 クリーンサービス(株) 代表取締役 佐藤 高紀 東京都清瀬市旭が丘二―三三六―一 電話 〇四二―(四九二)―九八八八</p>	<p>正会員 (株)クリエイト 代表取締役 吉田 きく江 埼玉県久喜市岡鎌三―一四―一 電話 〇四八―(五二)―七八三二</p>	<p>正会員 (株)クレハ環境 代表取締役 社長 福田 弘之 福島県いわき市錦町四反田三〇 電話 〇二四六―(六三)―二二三二</p>
<p>正会員 (株)ケイ・エム環境 代表取締役 宮田 仁史 埼玉県三郷市前間一四〇―二 電話 〇四八―(九五八)―三九三八</p>	<p>正会員 (株)敬隣舎 代表取締役 鈴木 とも子 東京都板橋区小茂根四―二―一 電話 〇三―(三九五八)―〇五〇一</p>	<p>正会員 (株)小池建材 代表取締役 小池 武則 東京都八王子市大谷町四八―一 電話 〇四二―(六六〇)―〇五二五</p>	<p>正会員 (株)工 運 代表取締役 高橋 雄一 東京都大田区矢口一―二五―一六 電話 〇三―(三七五九)―七二二一</p>

謹賀新年

2011年 元旦



<p>正会員 (株)小見山商事 代表取締役 小見山 銀蔵 埼玉県狭山市広瀬台二―七―三 電話 〇四―(二九五三)―八八四一</p>	<p>正会員 (株)こばやし産業 代表取締役 小林 大丈 埼玉県朝霞市上内間木三―一七―五 電話 〇四八―(四五六)―二一五一</p>	<p>正会員 コスモ理研(株) 代表取締役 渡辺 昇 東京都台東区浅草橋一―三四―七 電話 〇三―(五八二〇)―二二二九</p>	<p>正会員 (株)コーエイクリン 代表取締役 瀧澤 壽 埼玉県八潮市大字木曾根字上五四六―一 電話 〇四八―(九九四)―二二五三</p>
<p>正会員 (有)神原商店 代表取締役 神原 勝男 茨城県潮来市日の出五―二四―一二 電話 〇二九九―(六六)―七三二〇</p>	<p>正会員 栄運輸(株) 代表取締役 鈴木 尚紀 東京都葛飾区西水元六―二二―三 電話 〇三―(三六〇九)―二八四〇</p>	<p>正会員 (有)権田商事 代表取締役 権田 秀之 東京都大田区羽田四―一〇―六 電話 〇三―(三七四三)―四〇五二</p>	<p>正会員 (株)小谷中 代表取締役 小谷中 勝憲 東京都西多摩郡瑞穂町長岡二―五―一六 電話 〇四二―(五五六)―三三二九</p>
<p>正会員 JFE環境(株) 代表取締役 社長 塚本 英夫 神奈川県横浜市鶴見区弁天町三―一 電話 〇四五―(五〇二)―一四七〇</p>	<p>正会員 三東運輸(株) 代表取締役 田口 勝久 東京都江戸川区篠崎町三―二二―六 電話 〇三―(三六七〇)―三二〇一</p>	<p>正会員 三英オフィスサービス(株) 代表取締役 社長 神山 快三 東京都千代田区内神田一―一五―一七 電話 〇三―(三二九五)―〇四〇四</p>	<p>正会員 (株)完山金属 代表取締役 完山 一範 東京都八王子市館町四六八―二 電話 〇四二―(六六)―四四〇八</p>

謹賀新年

2011年 元旦



<p>正会員 志賀興業(株) 代表取締役 伊藤 惣一 東京都三鷹市新川四一―一一 電話 〇四二―(四七)―一四一四</p>	<p>正会員 シグマテック(株) 代表取締役 深江 伯史 東京都中央区日本橋富沢町五―四ケンベビル8F 電話 〇三一―(五六五)―一二〇一</p>	<p>正会員 品川運輸(株) 代表取締役 毛塚 眞次 東京都品川区東大井二―一―一八 電話 〇三一―(三七六)―一〇二六五</p>	<p>正会員 (有)下田商会 代表取締役 下田 盛文 東京都西東京市西原町四―五―七五 電話 〇四二―(四六)―一〇四六〇</p>
<p>正会員 (有)シャイニング 代表取締役 高橋マハツドヒヤーヒッド 茨城県常総市坂手町三六〇三 電話 〇二九七―(二七)―六五〇二</p>	<p>正会員 (株)ジャパン・リサイクル・システム 代表取締役 中野 美砂子 東京都多摩市一ノ宮四―一―一 電話 〇四二―(三三七)―〇七七七</p>	<p>正会員 白井運輸(株) 代表取締役 白井 護 東京都足立区鹿浜三―二八―七 電話 〇三一―(三八九七)―一三三二</p>	<p>正会員 白井エコセンター(株) 代表取締役 滝口 千明 東京都千代田区神田淡路町一―二 電話 〇三一―(六八一)―一七〇一一</p>
<p>正会員 (株)新木場物流 代表取締役 井手口 裕彦 東京都江東区新木場一―一四―三 電話 〇三一―(三五二)―一一一〇</p>	<p>正会員 (株)シンシア 代表取締役 社長 松坂 幸洋 東京都品川区南大井六―一六―三 大森ヘルポートD館6F 電話 〇三一―(三七六四)―一五三〇〇</p>	<p>正会員 (有)新城重機 代表取締役 新城 敬太 東京都武蔵村山市伊奈平一―五九―一 電話 〇四二―(五二〇)―一七二四五</p>	<p>正会員 (株)伸和運輸 代表取締役 宮崎 保男 東京都世田谷区船橋七―二〇―一四 電話 〇三一―(三四八)―一八四七五</p>

謹賀新年

2011年 元旦



<p>正会員 (株)鈴 亀 代表取締役 鈴木 浅二 東京都江戸川区中央二―一七―一九 電話 〇三一―(三六五)―一七二二</p>	<p>正会員 (有)菅原商事 代表取締役 菅原 和英 東京都江戸川区松江七―三三―九 電話 〇三一―(三六五)―一六二六〇</p>	<p>正会員 仙台環境開発(株) 代表取締役 社長 渡邊 晋二 (東京営業所) 東京都千代田区永田町二―九―八―一六〇四 電話 〇三一―(三五八〇)―一七一―</p>	<p>正会員 (株)第一建設 代表取締役 松本 武 東京都福生市大字熊川一四三八―一〇 電話 〇四二―(五五二)―一三〇二二</p>
<p>正会員 伸和産業(有) 代表取締役 宮本 和信 東京都府中市白糸台二―六〇―一 電話 〇四二―(三三六)―一七〇六二</p>	<p>正会員 (株)全公研 代表取締役 松田 義隆 東京都江東区南砂一―六―一 電話 〇三一―(三六四九)―一八〇六一</p>	<p>正会員 (株)ダイセキMCR 代表取締役 岡田 篤 栃木県宇都宮市平出工業団地三八―二五 電話 〇二八―(六六四)―二二二八</p>	<p>正会員 (株)大東運輸 代表取締役 小林 喜久男 東京都江東区富岡二―九―一 京福ビル3F 電話 〇三一―(五六二)―一八八二二</p>
<p>正会員 新和環境(株) 代表取締役 近藤 亮介 東京都新宿区西早稲田二―二―一一二 電話 〇三一―(三二〇八)―一五〇四七</p>	<p>正会員 (有)スリーシープランニング 取締役 社長 山下 智栄子 東京都品川区南品川三―六―三一 電話 〇三一―(五七六九)―一〇一五七</p>	<p>正会員 大生運輸(株) 代表取締役 大屋 稔 東京都東久留米市中央町一―一―六 電話 〇四二―(四七)―一六一一</p>	<p>正会員 (株)第一サービスソリューションズ 代表取締役 田之上 俊朗 東京都港区西新橋一―六―一 三柏屋ビル 電話 〇三一―(三五〇四)―一八五〇一 (中間処分場) 埼玉県さいたま市岩槻区谷下一―五六一</p>

謹賀新年

2011年 元旦



<p>正会員 (株)太陽油化 代表取締役 石田 太平 東京都板橋区三園二一―二二 電話 〇三一(三九三八)一〇〇二二</p>	<p>正会員 (有)高興 代表取締役 石川 市郎 東京都八王子市高月町五一―五 電話 〇四二(六九二)一八九一九</p>	<p>正会員 (株)高商 代表取締役 高久のり子 東京都中央区京橋一―四九依田忠ビル4F 電話 〇三一(三五六三)一九四四一</p>	<p>正会員 (有)貴藤 代表取締役 加藤 貴一郎 東京都昭島市拝島町三七―二〇二〇一 電話 〇四二(五四五)一六〇二七</p>
<p>正会員 (株)タケエイ 代表取締役 長 山口 仁司 東京都港区芝公園二十四―一 芝パークビルA10F 電話 〇三一(六三六)一六八三〇</p>	<p>正会員 (有)調布清掃 代表取締役 梶 原 良介 東京都調布市深大寺東町一―三四―八 電話 〇四二(四八五)一六六六</p>	<p>正会員 千代田鋳砕(株) 代表取締役 伊 藤 公一 千葉県柏市風早二―三―一六 電話 〇四(七一九二)二二五〇</p>	<p>正会員 都築鋼産(株) 代表取締役 都 築 宗政 東京都足立区新田一―一〇―一九 電話 〇三一(三九一四)一八五二一</p>
<p>正会員 (株)東海運輸 代表取締役 長 宇田川 雅弘 東京都品川区北品川五―八―三〇 電話 〇三一(三四四七)一三三二一</p>	<p>正会員 (株)東京クリアセンター 代表取締役 長 熊木 浩 東京都港区赤坂二―五―一 赤坂東邦ビルディング 電話 〇三一(五五六)一八八八</p>	<p>正会員 東京産資源(株) 代表取締役 粕 谷 明弘 東京都江東区東砂五―一四―一七 電話 〇三一(三三四五)一六三二一</p>	<p>正会員 (株)東京スタンドサービス 代表取締役 有 吉 嘉一郎 東京都三鷹市新川二―一四―二五 電話 〇四二(四六)二四九四</p>

謹賀新年

2011年 元旦



<p>正会員 東京ボード工業(株) 代表取締役 長 井上 弘之 東京都江東区新木場二―一―一 電話 〇三一(三五二二)一四一三八</p>	<p>正会員 (有)東京研り 代表取締役 上 杉 大樹 東京都江戸川区松江三―八―五 電話 〇三一(三六五二)一五〇四二</p>	<p>正会員 東都運業(株) 代表取締役 本 田 恒太 東京都葛飾区奥戸三―二―二八 電話 〇三一(三六九六)一四六一一</p>	<p>正会員 (株)トリエ 代表取締役 長 佐藤 英生 東京都府中市西原町四―一七―一五 電話 〇四二(五七六)一九七五〇</p>
<p>正会員 (財)東京都環境整備公社 理事長 松 澤 敏 夫 東京都墨田区江東橋四―二六―五 東京トラフィック錦糸町ビル8F 電話 〇三一(三六四四)一三二八九 ※所在地が変更されました</p>	<p>正会員 東京トリムテック(株) 代表取締役 最 上 修 東京都品川区西五反田一―二五―一 電話 〇三一(三四九二)一三四三〇</p>	<p>正会員 東電環境エンジニアリング(株) 代表取締役 長 細川 忠士 東京都港区芝浦四―六―一四 電話 〇三一(六三七二)一七〇〇〇</p>	<p>正会員 (株)都市環境エンジニアリング 代表取締役 長 伊藤 憲男 東京都江東区木場五―六―三五 電話 〇三一(五六三九)一〇七四〇</p>
<p>正会員 東京レンダリング協同組合 理事長 徳 田 昌 彦 東京都墨田区東墨田一―九―一 電話 〇三一(三六一九)一五五一六</p>	<p>正会員 (株)トキワ薬品化工 代表取締役 伊 丹 重 貴 神奈川県横浜市旭区上川井町三七六 電話 〇四五(九二二)一三三六四</p>	<p>正会員 (株)トベ商事 代表取締役 戸 部 昇 東京都北区王子五―一〇―一 電話 〇三一(五九〇二)一三三〇二</p>	

謹賀新年

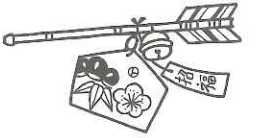
2011年 元旦



<p>正会員 (株)西商店 代表取締役 西 義雄 東京都大田区池上六―二八―五 電話 〇三―(三七五四)―二四四一</p>	<p>正会員 (株)ナンセイ 代表取締役 稻 福 誠 東京都江川区南葛西一―四―三シテイパレス南葛西3F 電話 〇三―(三八七七)―五〇二六</p>	<p>正会員 (株)ナリコー 代表取締役 加 瀬 佳 正 千葉県成田市三里塚光ヶ丘一―三三三― 電話 〇四七六―(三五)―五三二一</p>	<p>正会員 中野運輸(株) 代表取締役 松 原 軍 次 東京都中野区丸山一―二―一 電話 〇三―(三三八七)―四三五六</p>
<p>正会員 (株)日成ストマック・トーキョー 代表取締役 畠 山 秋 夫 東京都江川区東葛西三―一七―一五 電話 〇三―(五六七六)―〇五五五</p>	<p>正会員 日進化成(株) 代表取締役 神 原 正 東京都中央区日本橋三―五―一 電話 〇三―(五四七六)―六三九〇</p>	<p>正会員 日興サービス(株) 代表取締役 山 口 徹 埼玉県戸田市笹目北町一四―一九 電話 〇四八―(四二)―九四三二</p>	<p>正会員 西東京医師協同組合 理事長 関 孝 和 東京都立川市柴崎町三―一六―一 電話 〇四二―(五二四)―六四二二</p>
<p>正会員 日本サニティション(株) 代表取締役 上 田 昌 宏 東京都中央区日本橋三―五―一二 電話 〇三―(三七四)―三三二一</p>	<p>正会員 (株)日本協力 代表取締役会長 渡 辺 省 吾 代表取締役社長 川 上 和 章 東京都江東区潮見一―六―二 電話 〇三―(三六四〇)―四七七七</p>	<p>正会員 日本環境(株) 東京都港区浜松町二―一―一六 浜松町北田ビル</p>	<p>正会員 日晴ビジネス(株) 代表取締役 福 井 史 雄 東京都文京区本郷五―二四―三 電話 〇三―(五八〇〇)―二六二六</p>

謹賀新年

2011年 元旦



<p>正会員 日本スタンドサービス(株) 代表取締役 中 田 幸 宣 東京都葛飾区東金町六―二―一六 電話 〇三―(三六〇〇)―二七二二</p>	<p>正会員 バイオエナジー(株) 代表取締役 岸 本 悦 也 東京都大田区城南島三―四―四 電話 〇三―(五四九二)―一四六一</p>	<p>正会員 (有)ビー・アイ・エル 代表取締役 武 藤 廣 見 東京都北区東田端二―八―七 電話 〇三―(三八九三)―七四八〇</p>
<p>正会員 日本スタンド鉱油(株) 代表取締役 長 瀬 英 次 東京都葛飾区柴又六―三―一六 電話 〇三―(三六五〇)―九七六七</p>	<p>正会員 野村興産(株) 代表取締役 長 富 田 實 東京都足立区蒲田一―三―マツインターナショナルビル 電話 〇三―(五六九五)―二五三〇</p>	<p>正会員 (有)原島組 代表取締役 原 島 和 敏 東京都昭島市中神町一―一四―六 電話 〇四二―(五四二)―〇三二、七八七五</p>
<p>正会員 (株)日本シルバー 代表取締役 杉 本 勝 輔 東京都目黒区中町一―二五―一二 電話 〇三―(三七一〇)―九八九一</p>	<p>正会員 日メディカル・ウエスト・マネジメント(株) 代表取締役 長 金 原 暁 治 東京都港区芝五―二九―一九 電話 〇三―(三七九八)―四七〇三</p>	<p>正会員 (株)ハチオウ 代表取締役 森 裕 子 東京都台東区東上野二―五―一三 電話 〇三―(三八三七)―八〇八〇</p>
<p>正会員 (株)日本資材 代表取締役 木 藤 裕 幸 東京都大田区北馬込二―四三―五 電話 〇三―(五七一八)―〇八〇〇</p>	<p>正会員 日本トリート(株) 代表取締役 臼 井 淳 一 郎 東京都世田谷区上馬三―七―八 電話 〇三―(三四二四)―二〇二〇</p>	<p>正会員 (有)八栄興業 代表取締役 鵜 家 き よ 東京都西東京市芝久保町五―四―九 電話 〇四二―(四六五)―五五二五</p>

謹賀新年

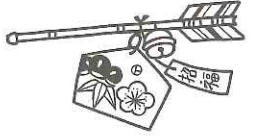
2011年 元旦



<p>正会員 (株)東日本環境アクセス 代表取締役 社長 原田尚志 東京都台東区東上野三丁目四番一 電話 〇三―(三八三六)―一五五一</p>	<p>正会員 日野金属産業(株) 代表取締役 糟谷敏美 東京都八王子市旭町一―一五 電話 〇四二―(六八二)―二二〇一</p>	<p>正会員 (株)日向興発 代表取締役 前田弘貴 東京都杉並区方南二―二五―二四 電話 〇三―(五三七七)―二三三三</p>	<p>正会員 (株)福井商店 代表取締役 赤羽敏宏 東京都千代田区内神田二―四―二 電話 〇三―(三二五二)―三八九六</p>
<p>正会員 (株)フジ・トレーディング 代表取締役 大羽敬子 東京都東大和市向原四―二九―九 電話 〇四二―(五六五)―七七二二</p>	<p>正会員 (株)藤原土建 代表取締役 藤原健次 東京都狛江市中和泉二―一六―九 電話 〇三―(三四八八)―五二五九</p>	<p>正会員 (株)ブループラネット稲城 代表取締役 芦川光夫 東京都稲城市大丸一四八―一三 電話 〇四二―(三七八)―二二二二</p>	<p>正会員 (株)ペエックス 代表取締役 伊藤伸夫 東京都稲城市大丸一四八―一三 電話 〇四二―(三七八)―二二二二</p>
<p>正会員 ベル・テック(株) 代表取締役 鈴木照明 東京都江東区塩浜二―一―二四TSKビル 電話 〇三―(五六九〇)―五七七七</p>	<p>正会員 (株)まごころ清掃社 代表取締役 高野正道 東京都八王子市長房町一―二六―二 電話(フリーダイヤル) 〇二二〇―(五三八)―〇五六</p>	<p>正会員 (株)マスヒロ 代表取締役 榊満和洋 埼玉県三郷市早稲田一―二〇―一三〇八 電話 〇四八―(九五七)―七七四九</p>	<p>正会員 松田産業(株) 代表取締役 社長 松田芳明 東京都新宿区西新宿一―二六―二 電話 〇三―(五三八二)―〇〇〇一</p>

謹賀新年

2011年 元旦



<p>正会員 (有)丸松産業 代表取締役 松崎一志 本社 東京都板橋区徳丸六―二〇―六 電話 〇三―(三五五〇)―九二〇八 中間処理工場 埼玉県新座市大和田二 二―二二― 再商品化工場 埼玉県比企郡川島町大 字戸守字荒神前四九四 ―一</p>	<p>正会員 丸順商事(有) 代表取締役 矢部久子 東京都羽村市富士見平二―一―一四 電話 〇四二―(五五四)―二二二九</p>	<p>正会員 丸一興業(株) 代表取締役 板橋博 東京都調布市富士見町一―一八―三〇 電話 〇四二―(四八三)―〇一五〇</p>	<p>正会員 松村ダスト(有) 代表取締役 松村忠 東京都あきる野市三内七八七 電話 〇四二―(五九六)―四九五九</p>
<p>正会員 (株)ミダック 代表取締役 矢板橋一志 静岡県浜松市東区有玉南町二―六三 電話 〇五三―(四七二)―九三六一</p>	<p>正会員 光山商店 代表 福田郁夫 東京都三鷹市新川六―二八―七 電話 〇四二―(四五)―一五六九</p>	<p>正会員 マロン環境(株) 代表取締役 栗原義 東京都豊島区駒込二―三五―六三松ビル2F 電話 〇三―(三九四二)―六二二三</p>	<p>正会員 丸山商店 代表 丸山良治 東京都国立市谷保一五一―五 電話 〇四二―(五七三)―三四七六</p>
<p>正会員 (有)山下商事 代表取締役 山下政雄 東京都東久留米市八幡町二―一―一五三 電話 〇四二―(四七三)―三七六一</p>	<p>正会員 (株)明和運輸 代表取締役 相馬欣一郎 東京都足立区宮城一―六―一二 電話 〇三―(三九二)―六二二六</p>	<p>正会員 (株)メイシン 代表取締役 亀田昇 東京都板橋区成増二―一八―二 電話 〇三―(三九五)―三九四一</p>	<p>正会員 都清掃(株) 代表取締役 吉野猛彦 東京都足立区六木二―三―一六 電話 〇三―(三六〇六)―〇二三五</p>

謹賀新年

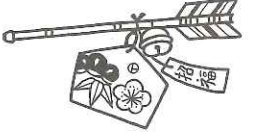
2011年 元旦



<p>正会員 山田設備工業(株) 代表取締役 山田 猛 東京都日野市大坂上二二二一七 電話 〇四二一(五八四)一〇八七九</p>	<p>正会員 (株)ユーワ 代表取締役 徳原 昭子 埼玉県所沢市東所沢一七七一三 電話 〇四二(九四四)一九五六 新木場エコロジセンター 東京都江東区新木場四二二二七 電話 〇三(六四五七)一〇七七七</p>	<p>正会員 (株)ヨシモリ 代表取締役 高橋 安繁 東京都足立区関原一三二二二 電話 〇三(三八四八)一三三四五</p>	<p>正会員 (株)ヨドセイ 代表取締役 後藤 義雄 東京都豊島区東池袋二一三八二〇 電話 〇三(三九八五)一八八〇一</p>
<p>正会員 (株)リサイクル・ピア 代表取締役 三本 守 東京都大田区城南島三二四一三 電話 〇三(五七五五)一八八一</p>	<p>正会員 ワイエム興業(株) 代表取締役 石原 隆志 代表取締役 加瀬 博章 埼玉県草加市青柳二一七四四 電話 〇四八(九三三)一三〇〇〇</p>	<p>正会員 (株)和光サービス 代表取締役 山田 邦光 千葉県白井市河原三二七番地 電話 〇四七(四九二)一五三〇五</p>	<p>正会員 和興テクノ(株) 代表取締役 村上 洋一 東京都文京区本郷三一一九一四 電話 〇三(六八〇二)一五二一三</p>
<p>賛助会員 市川燃料チップ(株) 代表取締役 彦坂 武功 東京都江戸川区平井三二二一七 電話 〇三(三六三六)一三二八〇</p>	<p>賛助会員 北村行政書士・産廃コンサルティング総合事務所 所長 北村 亨 東京都中野区新井二二一七メゾン松井103号 電話 〇三(五九四二)一八二九五</p>	<p>賛助会員 キャタプライイーストジャパン(株) 首都圏本店長 関 孝和 東京都杉並区和泉三二八一一二 電話 〇三(三三三七)一五七七七</p>	<p>賛助会員 クリーントーキョウ協同組合 理事長 山本 典甫 東京都千代田区内神田一九一三柿沼ビル 電話 〇三(五二八三)一七四七六</p>

謹賀新年

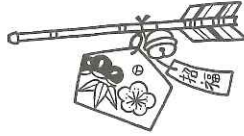
2011年 元旦



<p>賛助会員 全国オイルリサイクル協同組合 理事長 長谷川 徹 東京都中央区京橋二一六一六 電話 〇三(五二五〇)一五〇八六</p>	<p>賛助会員 (株)スプラウト 代表取締役 杉本 行男 東京都渋谷区道玄坂二二〇一二六八〇四 電話 〇三(五四二八)一六六四一</p>	<p>賛助会員 行政書士 笹島総合事務所 代表取締役 笹島 潤也 東京都北区浮間三一六一一五一一〇一 電話 〇三(三九六九)一七〇一七〇</p>	<p>賛助会員 (株)ケー・イー・シー 東京営業所 所長 西尾 寿一 東京都港区高輪四一八一九 電話 〇三(六四五〇)一三三六七</p>
<p>賛助会員 東京医療廃棄物処理協同組合 理事長 渡辺 昇 東京都台東区浅草橋一三四一七 横山ビル 電話 〇三(三八六五)一三三三三</p>	<p>賛助会員 東京いすゞ自動車(株) 代表取締役 成松 幸男 社 長 東京都中央区築地五四一八汐留イーストサイドビルF 電話 〇三(三三四八)一三八六一</p>	<p>賛助会員 (株)テクノトレーディング 代表取締役 宮崎 治男 社 長 東京都新宿区新宿一三四一三第24スカイビル3F 電話 〇三(五三六八)一〇六六〇</p>	<p>賛助会員 (株)高見沢分析化学研究所 常務取締役 高橋 紀子 埼玉県さいたま市桜区西堀六一四二二八 電話 〇四八(八六一)一〇二八八</p>
<p>賛助会員 DOWAエコシステム(株) 取締役 エネツグ 事業部長 加納 睦也 東京都千代田区外神田四一四一 秋葉原UDXビル22F 電話 〇三(六八四七)一三三三一</p>	<p>賛助会員 東京鍍金公害防止協同組合 理事長 姫野 正弘 東京都大田区東糀谷六一三一 電話 〇三(三七四三)一三五五六</p>	<p>賛助会員 東京都行政書士会 会 長 中西 豊 東京都目黒区青葉台三一三一六 電話 〇三(三四七七)一七八八一</p>	<p>賛助会員 社団法人 東京建物解体協会 会 長 高山 眞幸 東京都中央区八丁堀三一〇一 章山堂ビル401 電話 〇三(三五五二)一〇七七五</p>

謹賀新年

2011年 元旦



<p>賛助会員 内藤環境管理(株) 代表取締役 内藤 稔 埼玉県さいたま市南区大字太田窪二〇五一―二 電話 〇四八―(八八七)―二五九〇</p>	<p>賛助会員 日本感材銀工業組合 理事長 武田 篤 東京都品川区東五反田三―一五―五島津山ハウス2E 電話 〇三一―(五四二)―八二九二</p>	<p>賛助会員 (株)はとバスエージェンシー 代表取締役 高崎 秀彦 東京都大田区平和島五―四―一 電話 〇三一―(三二九八)―五五七一</p>	<p>賛助会員 日立建機(株) 関東支店 支店長 中村 正人 埼玉県草加市弁天五―三三―二五 電話 〇四八―(九三五)―七三四一</p>
<p>賛助会員 (株)日立物流 代表執行役 社長 鈴木 登夫 東京都江東区東陽七―二―一八 電話 〇三一―(五六三四)―〇三三三</p>	<p>賛助会員 (株)マツダクリーンサービス 代表取締役 松田 勝己 長崎県長崎市新戸町三―二五―三 電話 〇九五―(八七八)―五三三三</p>	<p>社団法人 東京産業廃棄物協会 名誉会長 相談役 見玉安彦 原山昌且 吉本昌且 近江 小池久米雄</p>	
<p>社団法人 東京産業廃棄物協会 会長 高橋俊美 専務理事 古川芳久 事務局長 木村章也 相談員 北村 亨 中澤宏子 佐伯初美 中谷ゆかり 松本さとみ 湯本ふみえ 広報委員会 委員長 乙顔 均 副委員長 森 雅裕 吉本花子 吉野 猛彦 青木 繁雄 大崎 秀也 片岡 尚次</p>			

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くこととなりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

 社団法人 **東京産業廃棄物協会**

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>

よみがえれ廃木材!!

木々に永遠の生命をあたえたい...それが東京ボード工業の使命です。

幅広い用途



パーティクルボード生産

再生(製品化)



身近な使用例



中間処理(破碎)

パーティクルボード工場 (JIS表示許可番号390031) 製造・加工

廃棄



木質廃棄物

受入れ・中間処理(破碎)

私たちは究極のリサイクル(資源循環の輪)を目指します。ご期待下さい。

木材を一度小片(チップ)にし、これを接着剤で再結合させた木材製品です。汎用性が高く、遮音・断熱性に富み、特に寸法安定性や価格の安定などに多くの優れた特徴を有しています。建築、建材、家具、木工分野など応用範囲も広く、私たちの生活の中の身近なところで数多く利用されています。

東京ボード工業では... 廃棄パレット・梱包廃材・型枠合板などの木質廃棄物を受入れ、焼却・埋め立て処分をせず、当社独自の最新技術で再加工することにより、リサイクルを推進し新しい命を吹き込む。まさにリニューアルボードと言えるパーティクルボードを生産しています。

目標は究極のリサイクル(資源循環の輪)なのです。当社で生産したパーティクルボードは建材や家具等に使用もしくは加工・製品化されます。しかし、あくまでも木質系の素材であるため、老朽化することは否めません。そこで、また廃材となってしまうとき、当社にお持ち込みいただくことにより、再びパーティクルボードとして生命を吹き込むことが出来るのです。これこそが当社の目指している究極のリサイクルなのです。

Recycle and Ecology

TB 東京ボード工業株式会社
お問合わせ先 新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2丁目12番5号
TEL.03(3522)1524(代) FAX.03(3522)1525
http://www.t-b-i.co.jp

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100
TEL.0489(96)0311 FAX.0489(96)5843
本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1
TEL.03(3522)4138 FAX.03(3522)4137

当社のパーティクルボード「エヴァボード®」は第三者認証システムである「EPD」商品の認証を受けています。
http://www.epd-eco.com

